

令和4年第7回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令和4年12月14日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	12月14日午前9時1分宣告（第3日）
出 席 議 員	<p>1 番 岩 崎 真 滋                      2 番 長 良 俊 一</p> <p>3 番 山 本 隆 史                      4 番 井 戸 太 郎</p> <p>5 番 稲 月 敏 子                      6 番 植 田 い ず み</p> <p>7 番 山 口 昌 亮                      8 番 森 田                      勝</p> <p>9 番 山 田 仁 樹                      10 番 窪                      和 子</p> <p>12 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>町 長                      西 脇 洋 貴</p> <p>教 育 長                      岡 弘 明</p> <p>総 務 部 長                      西 岡 勝 三</p> <p>住 民 福 祉 部 長                      寺 口 嘉 彦</p> <p>事 業 部 長                      巳 波 規 秀</p> <p>教 育 部 長                      川 西 貴 通</p> <p>政 策 推 進 課 長                      山 崎 孔 史</p> <p>総 務 防 災 課 長                      松 本 光 弘</p> <p>税 務 課 長                      末 永 潤 子</p> <p>住 民 生 活 課 長                      浅 井 利 育</p> <p>健 康 保 険 課 長                      乾                      充 喜</p> <p>福 祉 こ ど も 課 長                      岡 田 康 裕</p> <p>観 光 産 業 課 長                      酒 井 智 志</p> <p>都 市 建 設 課 長                      竹 吉 一 人</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長                      浦 井 久 嘉</p> <p>ま ち 未 来 推 進 室 参 事                      寺 口 浩 代</p> <p>観 光 産 業 課 参 事                      島 野 千 洋</p>
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<p>議 会 事 務 局 長                      藤 本 佳 利</p> <p>主                      幹                      高 橋 恭 世</p> <p>主                      査                      竹 村                      恵</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和 4 年 第 7 回 ( 1 2 月 )  
平群町議会定例会議事日程 ( 第 3 号 )

令和 4 年 1 2 月 1 4 日 ( 水 )  
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
6	1 番	岩崎 真滋	1 リサイクルステーションについて 2 集会場にAEDを設置しては？ 3 町内のベンチを増やしては？
7	10 番	窪 和子	1 子どもの幸せを最優先する社会の構築に向けた 本町の取組について 2 空き地・空き家の樹木や雑草の対応について 3 帯状疱疹ワクチン接種の助成について 4 町防災訓練の実施について 5 町総合文化センター2階ラウンジ等の充実を
8	12 番	馬本 隆夫	1 町道西山麓線の生駒線計画を。 2 安全、安心な生活道路の確保を 3 デマンドタクシーについて 4 地域住民の生活環境を守れ。
9	8 番	森田 勝	1 櫛原のメガソーラー建設について 2 国保税の滞納について
10	4 番	井戸 太郎	1 自治会への補助金アップを 2 デマンドタクシー、地味。

再 開 （午前 9時01分）

○議 長

皆様、おはようございます。

町長より、副町長が体調不良、上下水道課、大辻課長が特別休暇のため、本定例会の欠席の旨の通知を受けましたので、御報告いたします。

事業部長より発言を求められていますので、許可します。事業部長。

○事業部長

大変貴重な時間を頂きましてありがとうございます。昨日ですね、山口議員からの一般質問で、櫛原山林のメガソーラー開発について指摘のあった件ですけども、あしたの全員協議会の資料を修正したものを机のほうにお配りしております。これは計算過程で流域面積に代入する数値の単位に誤りがございました。詳しくは明日の全員協議会で説明させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議 長

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、これより令和4年平群町議会第7回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は10名の議員から提出されており、昨日に5名の議員の一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

まず、発言番号6番、議席番号1番、岩崎議員の質問を許可いたします。岩崎議員。

○1 番

おはようございます。議席番号1番、発言番号6番、岩崎真滋でございます。一般質問2日目、トップバッターを務めさせていただきます。それでは、先般通告をいたしました3項目について質問させていただきます。

1項目め、リサイクルステーションについて。

現在、町行政のごみ減量化に向けた取組の一つとして、常時開放された有価物回収拠点リサイクルステーションの設置場所を増やす取組をされています。新聞、段ボール、雑誌、本、紙パック、雑紙の回収拠点として、役場本庁東駐

車場をはじめ、新たに設置された北部リサイクルステーションと今後、設置予定されている南部リサイクルステーションについて2点質問させていただきます。

1点目、回収状況など管理運営体制についてお聞かせください。

2点目、住民の皆様が持ち寄り、分別された有価物の防犯対策についてお聞かせください。

2項目め、集会場にAEDを設置してはについてであります。

先日、地元の防災訓練のときに、住民さんから集会場にAEDを置くことはできるかと御意見を頂きました。各地区の集会場は、地域の活動や災害時には一時避難場所として活用されています。万が一のことを想定して、緊急対策の一環としてAEDを設置してみてもはいかがでしょうか。厳しい財政状況ではありますが、行政のお考えをお聞かせください。

3項目め、町内のベンチを増やしてみてもはについてでございます。

町内各主要箇所、具体的には椿井城跡、烏土塚古墳、竜田川沿いの桜にベンチを設置することで、ウォーキングの方などの休憩場所にもなり、住民の皆様のコミュニケーションも広がり、地域の活性化につながると思います。町行政のお考えをお聞かせください。

以上3点、御答弁よろしく願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、1項目めのリサイクルステーションについてお答えします。

まず、小さい1点目についてです。

回収状況は、紙類の有価物、新聞、雑誌、段ボールを合わせたの実績になりますが、役場本庁駐車場では令和2年度で7万4,360キログラム、令和3年度で9万5,080キログラム、令和4年度は4月から11月ですけれども、6万5,760キログラムとなっております。

次に、北部リサイクルステーションは本年10月開設で、10月、11月の実績といたしましては5,000キログラムとなっております。管理運営体制についてですが、業務委託している回収業者と町職員がそれぞれ連絡、連携を取り合うことでコンテナから回収物があふれることのないよう日常の集積状況を確認し、利用者及び周辺住民に御迷惑をかけないように行っております。

続きまして、2点目の防犯対策についてです。日常のパトロールに加えて、夜間の対策として防犯灯の設置をしており、また24時間防犯カメラで監視しております。

以上、答弁させていただきます。

○議 長

岩崎議員。

○1 番

答弁ありがとうございます。リサイクルステーション運営は、スムーズに業者さんと連携されて進めているということで、南部も今後開設して広げていくということで、順調に進んでいるのかなと思います。住民の皆様の利便性向上に向けて引き続きお願いいたします。24時間防犯対策も取られているということで、ひとつ安心材料になるのかなというふうに思います。

再質問を一つ、すみません。南部リサイクルステーションの開設時期と見込みについてお聞かせください。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

再質問にお答えいたします。

南部リサイクルステーションの開設の時期でございます。時期につきましては、来年、令和5年1月4日からの開設を予定しております。また、見込みについてですけれども、南部地域を中心とした住民が利用しやすくなり、これをもって北部、役場の駐車場を中部、南部と3か所での運用となり、紙類の再資源化による減量化が進むというふうに考えております。

以上です。

○議 長

岩崎議員。

○1 番

年末年始、またごみの量も増えたりするのかなというところで、パトロールと業者さんの連携を取ってスムーズに利便性向上に向けて努めていただきたいと思います。この件はこれで結構でございます。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、岩崎議員の2項目めの集会所にAEDを設置してはについての御質問にお答えいたします。

議員お述べのとおり、各集会所等については災害時の一時集合場所として位置づけられています。しかしながら、町が全ての自治会にAEDを設置することとなりますと、設置及び維持管理に多額の費用が必要となることから、町で

の設置は困難であると考えています。そこで地域での自主防災活動の一環として、AEDの購入もしくはリースを検討されている場合には、その費用については住民主体による安全で住みよいまちづくりの推進を目的とした自主防災組織や自警団を対象に交付している安全なまちづくり補助金を活用いただければと考えています。また、この補助金を活用されることで自主防災の啓発となり、自主防災組織の結成率の向上にもつなげていければと考えています。

以上でございます。

○議長

岩崎議員。

○1番

御答弁ありがとうございます。安全なまちづくり補助金があるということでお聞きしたんですけども、AEDをちょっと調べますと20万円から30万円とかいろいろ高額な値段やなというふうに感じています。補助金を使ってしまうと、AEDだけにちょっとお金を全部使ってしまうということになりますので、非常に難しいのかなと。補助金だけでは、自主防災組織、自警団はなかなか立ち行かないのかなという。財政的に厳しい面がありますので、町もできるところは今のところ、そこが限界なのかなというふうに感じてます。また、何かAEDの集会所は30か40か数があると思うんで、全部に置いてしまうとお金が高額になる。ピンポイントで置くと不公平感がちょっと出てしまうというのもあるので、それもちょっと考えなければならぬので、役場とか学校とか大きな拠点には設置されているということなんで、それ以外に何とか、集会場全部には置けないんですけども、その中間地点に置いたり、何かそういう方策があればなというふうに考えます。また、いろいろ町行政として御検討をお願いいたします。この件はこれで結構でございます。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、岩崎議員3点目の町内のベンチを増やしてはの質問について、設置の御要望のあります椿井城、烏土塚古墳の文化財関係についてお答えをさせていただきます。

まず、椿井城跡につきましては、南郭の北側、大のぼりを設置しておる場所に既に木製の簡易なベンチを1か所設置しております。南郭の南側の場所は未設置でございます。ベンチの設置につきましては、既に設置のものと同様に簡易なものを想定していますが、所有者や地元、関係機関とも協議し、設置に向け検討してまいりたいと考えております。

次に、烏土塚古墳でありますけども、当該箇所は敷地全体が国指定の史跡となっており、敷地の一部、墳頂の部分が国有地となっております。簡易なものであっても協議許可申請が必要な場合がございます。設置に向けまして関係機関と協議を行ってまいりたいと考えております。それぞれ課題がございますが、御要望の趣旨を踏まえ、設置に向け前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

事業部長。

○事業部長

続いて、竜田川沿いのベンチについてお答えいたします。現在、竜田川沿いには、椿井から東山にかけて竜田川まほろば遊歩道が整備されており、河川沿いの空間を活用した親水公園の設置や植栽が進められ、竜田川の環境美化等に対する住民意識の高まりや住民活動の活発化などが見られます。特に桜の開花時期には、多くの方々のウォーキングや撮影スポットとして人気があり、また、こいのぼりの掲揚時期には町外からも多くの方が来られ、その景観を楽しんでおられます。竜田川沿いを住民の皆様の交流空間として利活用を図ることは、コミュニティーの育成やにぎわいづくり等の推進につながるものと考えております。

なお、本年11月には、平群駅前広場にサークルベンチや植栽ます、プランターを設置しました。町の玄関口にふさわしい景観形成を図り、平群を訪れる方々を美しい植栽でお迎えし、町の魅力度の強化につなげるものです。これらの取組は、にぎわい創出の空間形成として有効な手段と考えており、議員御質問のベンチ設置は建設的な提案として承り、前向きに検討してまいります。

以上でございます。

○議長

岩崎議員。

○1番

御答弁ありがとうございます。椿井城、烏土塚古墳のほうからちょっと意見を述べさせてもらいます。椿井城跡、南郭の南側は未設置というところで、何とかちょっと腰かけるような場所があればなというふうに感じております。その辺、ちょっと御検討願いたいなというところでございます。烏土塚古墳は、私は大変勉強不足で申し訳ございませんでした。国指定史跡、国有地、関係機関と色々な協議をしてからというところが大事だなというふうに感じております。今後とも、どのように進むか、設置がそもそもできるかというところが

あるかもしれませんが、にぎわいづくり創出ということで御検討願いたいなどというふうに思っております。

続いて、竜田川沿いのベンチ設置のほうでございます。平群駅前のサークルベンチは非常にいい空間だなというふうに感じてます。竜田川沿いにもベンチが、ちょっと腰かけるようなところがあれば桜もきれいですので、にぎわいになるのかなというふうに感じております。今後はまたいい方向に進められたらいいなというふうに感じてます。どうか御検討のほどをよろしく願いいたします。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長

それでは、岩崎議員の一般質問をこれで終わります。

午前9時25分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時15分)

再 開 (午前 9時25分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号7番、議席番号10番、窪議員の質問を許可いたします。窪議員。

○10番

10番、窪でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告をさせていただいております5項目について質問させていただきます。

大きな1項目めは、子どもの幸せを最優先する社会の構築に向けた本町の取組について質問いたします。

子どもたちを取り巻く環境は、かつてないほど深刻で厳しいものとなっており、2年以上続くコロナ禍により少子化が想定を上回るスピードで、児童虐待の相談対応件数は約20万件、不登校は約19万人と過去最多、また子どもの自殺者数は年間約800人と平成以降で最多となっております。このような背景の下、来年4月より子どもの権利を保障するこども基本法が初めて施行され、それと同時に、子育て世帯をきめ細かく支援し、子ども施策を包括的に取り組み、各府省庁に分かれている子ども施策に関する総合調整権限を一本化する司令塔として、こども家庭庁が創設されます。また、公明党はこれらの課題を克

服し、希望すれば誰もが安心して子どもを産み育て、十分な教育が受けられる社会の構築を国家戦略と明確に位置づけるべく、11月8日に新たに子育て応援トータルプランを策定し、結婚、妊娠、出産から子どもが社会に巣立つまで、切れ目のない支援策を発表をいたしました。そこで本町の子どもの幸せを最優先にするための取組についてお尋ねをいたします。

1 項目め、平群町の合計特殊出生率と人口減少に対する認識について。

2 点目、本年12月2日に成立した国の第2次補正予算の総合経済対策には、公明党の主張で盛り込まれた出産・子育て応援交付金として全ての妊婦、子ども、子育て世帯に対する支援を充実させると明記がされております。これまで支援が手薄な妊娠期、ゼロ歳から2歳児の低年齢期に焦点を当てて、妊娠期から出産子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、地方自治体の創意工夫により妊娠出産時の関連用品の購入助成や産前産後ケア、一時預かり、家事支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援、10万円相当を一体として実施する事業が創設し、継続的に実施がされます。本町の伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施について具体的な取り組む方向性についてお尋ねします。

三つ目、こども基本法には、地方公共団体の責務として、国のこども大綱や県のこども計画を勘案し、子どもたちの意見を聴取する機会をつくり、平群町こども計画の策定をすべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。また、国もこども家庭庁の創設で子ども施策を一本化しますが、本町も教育委員会、福祉こども課、健康保険課をさらに総合調整する必要があると考えますが、いかがお考えでしょうか。

四つ目、平群町の子育て支援の五つの無償化で、子育てしやすいまちづくりに取り組むべきと考えます。

まず、小さな一つ目、子ども医療費助成の窓口無料化、18歳まで拡充の進捗状況についてお尋ねします。

小さな二つ目、学校給食費の無償化の実現を目指し、段階的に負担の重い多子世帯への軽減、無償化等の検討を、また物価高騰により給食費の値上げを保護者には求めないようお願いしたいと思います。

三つ目、第2子以降の保育料の完全無料化について。

小さな四つ目、1歳誕生日のお祝いにクオカードの配布について。

そして、既に実施されています3歳以下の乳幼児がいる世帯に指定ごみ袋を無償配布されていますが、このように述べた五つの無償化の実施で、多様な悩みに寄り添う支援を早急に検討すべきではないでしょうか、お伺いいたします。

大きな2項目めは、空き地・空き家の樹木や雑草の対応について質問をいた

します。

少子高齢化や人口減少に伴い、全国的に適切に管理されていない空き地・空き家の問題は社会問題となっており、特に空き地や空き家の樹木が越境し、強風などで倒壊の危険性があり、困っているけど連絡がつかない、また雑草だらけで虫が発生し、衛生面はもちろん治安も影響するというケースはこの先さらに増加し、近隣の生活環境に大きな影響を与えます。これまで樹木や雑草の伐採については、現行民法第223条では隣の土地にある樹木の枝や根っこが越境してきた場合、根っこは勝手に切ってもよいが、枝は切れないとされていましたが、今回民法が改正され、令和5年4月1日から新ルールが施行されることになり、改正民法第233条第3項には、越境されたほうの土地所有者が枝を切ることができるという特則が追加されました。これによって、隣地が所有者不明土地であっても適切に対処することが可能になり、一歩前進ではありますが、緑豊かな平群の地域では空き地・空き家の適正管理は大変大きな問題であります。そこでお尋ねをいたします。

一つ目、空き地や空き家などの樹木や雑草の管理状況と指導体制について。

二つ目、空き地や空き家から樹木や雑草が公道等に大きく越境しているなど、歩行者や車両が通行する上で危険が生じる場合、自治会や住民の皆さんからの相談に対する行政の対応と解決策について。

三つ目、空き地等の土地所有者からの反応がないケースの場合の対応について。

四つ目、行政代執行を行えないのか、お尋ねいたします。

大きな3項目めは、带状疱疹ワクチン接種の助成についてを質問いたします。

带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスで起きる皮膚の病気で、日本人成人の90%以上は带状疱疹の原因となるウイルスが体内に沈み、80歳までに3人に1人が発症すると言われております。皮膚症状が先行し、夜も眠れないほどの激痛もあり、その後も神経の損傷により痛みが続く带状疱疹後神経痛と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経痛、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあると言われております。大変に怖い症状ですが、日本では50歳代からの発症率が高く、ワクチンによって発症リスクを下げ、重症化を予防することが可能となります。しかし、費用が高額なこともあり、接種を諦める方も少なくありません。そこで、町民の健康を守る観点からお伺いいたします。

一つ目、带状疱疹、またワクチンに対する町の認識についてお伺いいたします。

2点目、带状疱疹ワクチン接種の助成について、町の見解をお伺いいたします。

大きな4項目めは、町防災訓練の実施について質問をいたします。

令和4年度奈良県防災総合訓練が、本年10月23日、コロナ禍の影響により3年ぶりに橿原運動公園で開催され、私も防災士の一員として参加をいたしました。本訓練では、大規模地震を想定し、被災地訓練、避難所訓練及びヘリ等訓練が同時進行で実施しました。訓練の目的は、県民の防災意識の高揚を図ること、また地域住民はもちろん消防、警察、自衛隊、防災関係機関等、約80機関が連携強化を行うことにより、平常時から相互に顔の見える関係づくりを図ること。また、防災技術の向上を図ること、そして地域防災力の向上を図るため、住民参加型の避難所訓練を実施することにより、同様の訓練が県内で広く実施されることを目指しての実施でありました。私は、避難所訓練の担当でありましたが、平時から訓練をしていないと、いざというときには大変戸惑うことも多くあり、防災訓練の必要性を改めて認識をいたしました。特に本町では、自主防災組織等の皆様の防災意識が大変高く、毎月1回集まり、研修をされているところもあるとお聞きをしております。机上ではなく、町が主体となって年に最低1回、各種団体との連携により実践的な町防災訓練を実施する必要があると考えますが、本町としてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

最後、大きな5項目めでございますが、町総合文化センター2階のラウンジ等の充実を質問いたします。

平群町総合文化センターもオープンして2年半が経過し、コロナ禍の中ではありましたが、多くの皆様の憩いの場となってまいりました。全ての関係者の皆様に心から感謝と御礼申し上げます。そこで2点お尋ねいたします。

一つ目、2階のラウンジや矢田テラスの活用方法について、平成31年3月議会でも質問をいたしました。催しがなくてもいつでも気軽に立ち寄れる場所となるよう、ラウンジに自販機を設置するだけでなく、簡易なカフェなどの設置を行い、収入の一部を維持管理費の削減につなげるべきではないかと一般質問を行いました。町の答弁では、喫茶店のような常設店舗は設置できないが、町民の皆様が気軽に憩える場所として本格的なコーヒーメーカーや軽食を販売する自販機の設置をしないと答弁をされました。現在、2階のラウンジには設置する場所も確保がされており、コーヒーメーカーなどを早急に設置をすべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

二つ目、屋外のどんぐり広場を多くの団体がマルシェなどで活用され、大変盛況であります。1階には飲料水などの自販機がなく、2階にあることを知らない方も多くおられます。2階への誘導はもちろんです。1階の内外にも自販機を設置すべきではないでしょうか、お伺いいたします。

以上、端的に明快な御答弁をよろしく願いをいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、窪議員の1項目めの子どもの幸せを最優先する社会の構築に向けた本町の取組についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の平群町の合計特殊出生率と人口減少に対する認識についてですが、国勢調査の人口では平成12年以降、減少傾向となっており、令和2年の人口は1万8,009人で、5年前の調査と比較しますと874人、4.6%減少しています。また、合計特殊出生率につきましては、平成25年から平成29年は1.15人で、5年前の調査と比較しますと0.08人上昇しておりますが、奈良県下では39市町村中34位となっており、生駒郡内では最も低い状況となっています。出産年齢別では、20歳から35歳未満の出生数が特に少ない状況となっていることから、若い世代の結婚、出産、子育てなどの出生率の上昇を図る施策が重要であると考えています。

次に、3点目中の国のこども家庭庁の創設に伴う本町の関係課の総合調整についてですが、令和5年4月より国の施策として、全ての子どもの健やかな成長を社会全体で後押しするため、新たな司令塔としてこども家庭庁が創設される予定となっております。今回こども家庭庁の創設に伴う関係課の総合調整については、現在具体的に子どもの施策にどのような影響があるのか不透明な状況ではありますが、これを機会に改めて子ども目線に立ち返り、関係課による検討会議などを行いながら総合調整をしまいたいと考えています。

以上でございます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

窪議員御質問の大きな1項目めの2点目、本町の伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施についての取り組む方向性についてお答えします。

妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう環境を整えるため、出産・子育て応援交付金の創設が国において議論されています。妊娠期から出産、低年齢の子育て期の相談支援体制の充実、伴走型支援及び経済的支援を一体的に行う工夫された事業とされています。相談支援体制ですが、本町は子育て世代包括支援センターを開設しており、妊娠の届出時は専門職が面談を行い、妊婦のお困り事や心配事などを把握し、届出の2か月後と出産予定日の2か月前に電話連絡等を取り、心配事や産前産後の支援の有無等を確認し、出産準備、

育児について情報提供を行っております。また、既存の支援サービスであるファミリークラス、妊婦教室や子育てサークル、産後ケアやこども園の一時預かりサービスなど、対象者の状況や希望に応じて利用を促し、いつでもかかりつけの相談機関とつながることで、子育て中の親が孤立することを防いでいます。今議論されている伴走型相談支援を実施する場合、従来より実施している支援に加えて、妊娠8か月面談のみを新たに導入することとなります。経済的支援については、妊娠届出時の面談時に申請を受け5万円を支給し、出生届け後には新生児訪問時に申請により5万円を支給する方向で議論されています。本町で実施する場合は、現金給付により妊婦健診時の交通費やベビー用品の購入やサービス利用時の一時負担金に充てていただくことを想定しております。

なお、経済的支援について、本町は現在、町独自支援として新生児に対し、出産祝い金10万円を支給しているところですが、これは地方創生臨時交付金を活用したもので、この交付金が次年度も実施されるか否か分からないところであることから、今検討されている出産・子育て応援交付金を活用して、出産・子育てへの経済支援を継続実施できるよう国の情報を収集してまいりたいと考えております。

次に、3点目の平群町こども計画の策定についてお答えいたします。

議員おっしゃる平群町こども計画については、現時点では何の情報もございません。今後、国や県から情報提供がありましたら策定については検討してまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の五つの無償化についてお答えします。

まず、小さい一つ目の子ども医療費助成窓口無料化年齢拡充についての状況からお答えします。子ども医療費助成窓口無料化年齢拡充については、議員から9月議会でも御質問いただいております。それ以降、県内市町村の協議が始まり、令和6年8月診療分から県下一斉に窓口無料化の年齢が拡充される方向で協議が進んでいます。対象年齢については、高校3年生までを対象とするかは現在協議中であります。本町においては、福祉医療のシステム改修が必要となることから、県内市町村の協議が整った際には早急に対応できるようベンダーと話を進めているところでございます。

小さい二つ目につきましては、教育委員会より答弁をいたします。

続きまして、小さい三つ目ですけれども、第2子以降の保育料完全無料化についてです。現在こども園におけるゼロ歳から2歳までの保育料について、多子減免として同一世帯で2人以上の児童が小学校就学前までの場合や一定の所得以下の世帯の場合は、第2子は保育料を半額とし、第3子以降は無料としており、保護者への経済的支援を行っておりますので、第2子以降の全ての児童

への保育料の無償化ということについては考えておりません。

四つ目のお祝いクオカード配布についてお答えします。1歳の節目に町からお祝いすることは喜ばれることであり、町の子育て支援のアピールにもなります。しかしながら、さきの質問にありましたが、妊娠・出産、子育て期の経済的支援により、お祝い金を支給する方向で考えていますので、新たにクオカードの配布は難しいと考えておるところです。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議 長

教育部長。

○教育部長

それでは、4点目の小さな②学校給食に関する質問に答えさせていただきます。

学校給食費は、学校給食法に基づき、調理業務に係る経費以外の食材費は保護者の負担となっております。御質問の学校給食費の多子世帯への軽減、無償化等の検討につきましては、子育て世帯の応援の施策としましては有効な手段であると考えます。

次に、物価高騰による給食費の値上げを保護者に求めないことにつきましては、給食食材の入札を徹底し、安価な経費での食材を調達し、使用材料や調理や献立の工夫を行い、食材経費の節減に努めるとともに、引き続き米飯給食の加工賃を公費で負担する対応を継続し保護者負担にならないように努め、安心で安全な栄養価の高いおいしい給食を提供してまいります。給食費の無償化実現は、大変大きな課題であると認識しています。現在、我が国ではこども家庭庁の設置に関係し、子どもに関する施策の検討が行われているところであり、国県の動向、他市町村の動向も注視し、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

窪議員。

○10番

御答弁ありがとうございます。それでは、随時再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1項目めの平群町の合計特殊出生率と人口減少に対する認識ですが、近隣市町で最も低いという状況であります。そこで、若い世代の結婚や出産、子育てなどの出生率の上昇を図る施策が重要と考えてるとの御答弁でありました。私もこれは本当に同感であります。まずここにしっかりとした手を打って

いかないと前に進まないと思って、平群の未来はないと思っております。

また、二つ目の伴走型ですね、また経済対策についてであります。いろいろな子育てのこういう相談支援体制の充実した取組をプリズム平群とまた本庁のほうで連携をしていただいていることは本当に感謝しております。今回も国のこの制度を党として提案するに当たりまして、全国の自治体のアンケート、聞き取り調査をさせていただきましたが、それをより実感をいたしました。ただ、そこで家事支援サービスというのが唯一ないなど。そばに御高齢の御親戚とか親御さんとかがいらっしゃらない場合、本当に家事支援もできなくて大変生活や子育てに疲れ切っていると、こういう親御さんもいらっしゃるということも私も町内で聞いておりますので、これもひとつ今回の質問には上げておりませんが、担当課にはしっかりとお願いをしておりますので、この家事支援サービス、ニーズを把握してということでありましたが、これは付け添えておきたいと思えます。そして、国のこの伴走型支援を実施するに当たって、今、部長のほうから本町ではあと入れるとしましたら、妊娠8か月の面談の導入を行うと。これはありがとうございます。また、経済対策、これ、妊娠届時の面談時に申請をしていただいて5万円を支給する。また、出生届時はどなたが出生届に来られるか分かりませんので、新生児訪問時に行って申請をしていただいて、また5万円を給付すると。どちらも本町は現金給付ということで、妊婦健診時の交通費やベビー用品の購入、町内にはお子さんの買うところが割と少ないです。ね、現金でということで本町の地域性としたら一番喜ばれるのではないかと思います。そこでですね、国の詳細が今Q & Aとか自治体への説明も始まっているか、これからかは分かりませんが、本町としても早急にこの補正予算を計上しなければならないと思えます。一日も早く対象者に支給することが必要です。その時期ですね、国はもう可決をしておりますので、詳細はこれからだといっても、各自治体では補正を上げてはる自治体もありますのでね、12月に。ここは早急に補正予算の時期と、また内容について再質問させていただきます。

また、確認ですが、私も聞いているのは本年の4月に遡って給付、支給をされるということも聞いております。その点も分かる範囲、簡単で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

3年連続、出産祝い金10万円、他町ではこういうことをどこもされてなかったと思えます。1年だけやったところも多いと聞いてます。でも、3年間、地方創生臨時交付金を活用されたということは、大変お子さんに力を入れているということで評価をしておきたいと思えます。

そして、こども計画であります。来年の4月からの施行となりますので、

詳しいことは分からないでしょうけれども、国の情報では国のこども基本法に基づいて、自治体の努力義務となっておりますのでね、本町もここではしっかりと行政だけで決めるのではなくて、そういう若い世代、子どもたちに聞き取りをするようにということが明記されておりますので、しっかりとこれは努力義務であっても、平群町は策定をしていただくことは強くお願いをしておきたいと思います。また、こども家庭庁に伴いまして、平群町も福祉こども課を提案させていただいて創設をしていただきました。何回も各4課で御協議されてきたと思いますが、まだまだ私自身もこのことはどの課へ行ったらいいんだろうって悩ましい部分がまだまだあります。これはもう各四つの課自身が、三つですね、悩まれてるところでもあるかと思っておりますので、子ども施策に関する関係課の事務事業の総合的な検討、協議をしてまいりたいと再度おっしゃってくださいますのでね、国もこども家庭庁の創設で行政の縦割りをなくして、「こどもまんなか社会」の実現を目指しているこの時期でもありますので、本町においても子どもや保護者の目線で御検討をお願いをしておきたいと思います。

そして、平群町子育て支援の五つの無償化と大きく質問させていただいておりますが、その中で9月議会、これまでもずっと何年にもわたりまして窓口無料化の一般質問をさせていただきました。特に9月議会では、県内の情勢が少し動き出しましたので質問させていただき、今、部長のほうから令和6年8月診療分から県下一斉に窓口無料化の年齢拡充される方向で、県下がやっと統一して前へ進むということ、大変町長に感謝申し上げたい、また評価をしたいと思っております。それに伴い、システムの改修時期、これが令和6年8月の診療分からいくとなったら、平群町はこのシステムの改修はいつ頃、予算を計上してしなければならないか、その点についてお尋ねします。

また、対象は今、部長のほうから高3までの窓口無料化、それはもっともなことだと思います。県下で無料化は、市、町で平群町だけでした。この7年前から本当に先駆を切って大変厳しい財政状況にある中、無料化を高3まで通院・入院も一部負担も一切なく完全無料化で来ていただきましたが、ここに来て各近隣も全てが高校3年生までに無料化になっております。そこは中3までとかではなくて、システムを改修するんですから、高3まで窓口の無料化ということは強く強く平群町としては言っていたきたいと思います。この点、ここは再質問させていただきます。

また、次は学校給食費の無償化について、段階的に多子世帯の軽減・無償化の検討をということで、これは大きな今課題でありますけれども、ということを考えていると、それはもちろんでしょう。国や県の動向も注視して検討課題としたいということではありますが、県内の無償化の実態と多子減免の県内の実

施状況、またさらに全国の無償化の実施状況について再質問をさせていただきます。また、物価高騰によって給食費の値上げを保護者には求めないでほしいというふうに、これは全議員が思われてることかな、それはちょっと分かりませんが、多くの議員が思われてることではないかと思います。食材の入札や食材をはじめ献立の工夫をして、食材経費の削減に努めてまいりたいということですが、今、行政の職員の皆さんも本当に御苦労していただいて、新年度の予算編成中でもあると思いますが、来年度も値上げをしないということで、そういうふうに受け止めていいんでしょうか。また、これをいつ保護者にどのようにお知らせするのも再質問をさせていただきます。

そして次に、第2子以降の保育料の完全無料化については、平群町も国の制度に基づいて一定所得以下の世帯で第2子の保育料を半減、第3子以降は無償とされていることは理解をしておりますけれども、県内近隣では保護者の経済的負担を軽減して2人以上在園している場合、第2子以降は年齢や所得制限を問わず保育料を無償とされてる自治体も増えてきております。ですので、平群町が第2子以降、所得制限を設けず無償化を実施した場合の人数と見込額についてお尋ねします。

最後、1歳誕生日のお祝いクオカード、これは国の経済的支援も実施するので困難であると、配布はできないということ、これは致し方がないかなと思いますので、再質問はたくさん言いましたけれども、再答弁をお願いしたいと思います。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

再質問についてお答えいたします。ちょっと、漏れ落ちがあった場合はまた御指摘いただきたいと思います。まず、補正予算についてのお尋ねです。今のところ具体的に情報収集できておりませんので、でき次第という形になるんですけども、早々に補正予算を組んでいきたい。それにはまた議会等へもお願い、調整させていただく必要があるかと思いますが、速やかに実施できるようには対応していきたいというふうに考えております。だから、時期につきましては速やかに補正予算を上程できる状況になればやっていきたいということをお願いいたします。

あと、18歳までの無償化については、これまで平群町の姿勢としては当然要望していくということでもありますので、その意思については変わりませんので、強くそれは事あるごとには要望していきたいというふうに考えております。すみません、漏れましたけども、今回の交付金の遡及の御質問があったと思い

ますが、今年度の4月に遡及されるということであり、補正につきましては、今聞き得ているのは6分の1程度の一般財源の支出を伴うということであり、こちらについては、また改めて御審議いただくということをお願いしておきます。

私のほうからは一応以上です。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

システム改修の時期ということでお尋ねいただいてたかと思えます。実施のほうは6年8月というところがございますので、ベンダーとは協議はしているところがございますけれども、6年度において改修できるように準備していきたいと考えております。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

窪議員のほうから最後の質問の中で、第2子の児童の無償化を実施した場合の影響見込みの御質問を頂きました。御質問の中におきまして所得制限を撤廃、また年齢制限を撤廃した場合の影響見込額についての御質問だったと思えます。その点につきましては、ちょっと現在把握はできておりません。現在、国の制度に基づきまして、こども園におきまして2分の1の保育料の減免のほうを行っております、それによる影響額のほうにつきましては把握しております、年間で約900万円程度の保育料のほうの影響があると見込んでおります。

以上です。

○議長

教育部長。

○教育部長

学校給食に関する再質問ということでございます。県内の無償化の状況ということですが、奈良県の教育委員会のほうから調査として出された資料を基に見てみますと、人口規模が小さい8村が無償化をしているという状況であります。具体的には、山添村、曾爾村、御杖村、黒滝村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村という8村となっております。

あとはですね、奈良県内の給食費で多子減免ですね、これを行われてる市町村の状況でございますが、その調査で見ている中では、広陵町と明日香村が給食費の多子減免を行っているという状況でございます。広陵町についまし

ては、義務教育期間中における児童・生徒が3人以上いる世帯における、3人目以降の児童・生徒が対象となっております、1人当たり月額4,000円の支給をしてるというふうに聞いております。明日香村につきましては、保育園、村立の幼稚園、小学校、中学校に在籍しておる子どもに対しまして、第2子の子どもさんの自己負担額の半額の減免、3子以降につきましては自己負担なしというふうな状況で聞いております。

あと、全国の無償化の状況でございますけれども、これは2017年に文科省が行った調査によりますけれども、全国1,740自治体のうち給食費の無償化を実施しているのは82自治体ということです。このうち小学校、中学校とも無償化を実施している自治体は76自治体、小学校のみ無償化を行っている自治体が4自治体、中学校のみ無償化を行っているのが2自治体というふうに聞いております。

あとですね、質問を頂いたのが来年度の給食費についてなんですけれども、現在、今回の12月の補正予算でもいろいろ議論、意見も頂いております。基本的には、今の値上げをしない状況で努力してやっていきたいと。いろいろな食材の調達とかですね、調理の方法もいろいろ考えながらやっていきたいというふうなことで、内部でも協議しているところでございます。あとは、保護者のほうにいつ伝えるのかということでございますけど、これはもちろん上げることがなかったら一々言う必要もないんですけども、万が一どうしてもという状況につきましては一定ですね、学校給食センターの運営審議会等に諮っていく必要があるのかなと思いますので、今ははっきりとした時期は明言できませんが、それよりも上げないようにいろんな食材の工夫をしながら栄養価も含めてやっていきたいと考えておりますので、努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長

窪議員。

○10番

再質問の御答弁いただきありがとうございます。まず国の経済対策ですが、速やかに補正予算を計上していきたいということでもあります。4月に遡及適用等々もありますので、対象者がどういう状況なのか、対象者に本当に一日も早く、全国の自治体が動き始めておりますので、平群町も近隣に遅れを取ることなく速やかに情報収集していただき、手を打っていただくことをお願いをしたいと思います。

そして、子ども医療費助成の窓口無料化の件ですが、強く要望という、いよいよここが大詰めですのでね、必ずそういうふうに18歳まで、それ以上20

歳までしてる自治体もあります。でも、平群町は18歳まで先駆でやってきてくださってるんですから、一番強く変更のないように前へ進めていただきたいと思います。

もう1点、もう1回再質問ですけれども、今、課長のほうから、令和6年8月診療分からということで、6年に改修をするためにと。6年8月から、その時点では改修されてるということですから、令和5年の新年度当初予算にはこのシステムの改修経費が計上されるということでしょうか、再度この点、お尋ねをしたいと思います。

そして、子どもの学校給食ですね、これ、2017年ですから、そこから5年たってますのでね、大分そういう実態の部分がなかなか示されてないということもあると思いますが、もっと増えているのではないかと思いますので、そこは平群町もどのぐらい経費がかかるのかということとはしっかりと検討していただきたいと、これはお願いしておきたいと思います。また、物価高騰で来年度の学校給食費の件ですが、来年度も値上げをしないと、努力したいと、これ、大変前向きに受け止めさせていただきたいと思います。値上げをしなければ保護者の皆さんにお知らせをされるという必要はないという、それは部長が言われるのはごもっともだと思いますので、これは絶対にもう値上げをしないんだと。何をおいても子どもを守る、世帯を守るという意味で、この点はよろしくお願い申し上げたいと思います。

保育料の完全無償化についても、本当に平群町でもできる範囲のことは、最初からできないではなくて、検討をお願いをしておきたいと思います。

それからですね、私もこの五つの無償化と、このように大きく言わせていただきましたが、やはり子どもを育てるということで、皆さんが本当にいろんなネットとかいろんなで子育ての情報収集を皆さん若い方は本当にされておられます。そういう意味でも、しっかりとこういうことを情報発信をしていただきたいということで、それに伴って人口減少対策にも、これは定住化にもかかってくることでもありますのでね、本年、人口対策に取り組む室として、4月にまち未来推進室が設置されました。冒頭、部長のほうからも出生率の上昇を図る子育ての支援策が大事だと、このように述べられましたのでね、まち未来推進室参事は今ここにおられますので、どのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

子ども医療費の現物給付化に係るシステム改修の再質問にお答えしたいと思います

います。システム改修につきましては、今現在、現物給付化の年齢拡大に向け話が進んでいるということでベンダーと協議しております。実際に令和6年8月の診療分から対応していくということですので、6年度の改修で間に合うということで今検討しております。話の中でですね、5年度に対応をシステム改修の一部分をやらなければならないということになってまいりましたら、5年度で計上をすべきところもあるかも分かりませんが、今のところは6年度の改修で間に合うと考えております。

以上でございます。

○議長

まち未来推進室参事。

○まち未来推進室参事

出生率の上昇を図る施策について、まち未来推進室としてどのようにお考えかという御質問であります。充実した子育て支援により、若い世代を呼び込むことが人口増につながる重要施策の一つと考えております。若者世帯の移住定住を促進することで出生率の向上につながる見込みがあることから、国や県の補助金や交付金を活用できる施策を模索し、検討してまいりたいと考えております。また、人を誘導し人を増やすためには町の魅力を発信することが非常に重要であると考えております。情報発信につきましては、来年2月に2か月に1度、奈良県内と京都府南部の幼稚園や医療機関、イオンモール等の商業施設等に5万部発行される子育て世帯向けの情報冊子への掲載とウェブを併用して、町内の子育てママたちへのインタビュー記事や様々な子育ての支援策、助成制度などの情報発信を行う予定をしております。このようなシティプロモーションを行うことで、より多くの方に町の魅力を知っていただき、平群町に来てみたい、住んでみたい、住み続けたいと思っていただけるきっかけになればと考えております。子育て支援策につきましては、短期で実行可能な施策と中長期を見据えて取り組む施策とそれぞれあると思いますが、様々な課題を踏まえて施策の優先順位や選択と集中を心がけ、子どもの笑顔あふれるにぎわいのあるまちづくり、にぎわいのある平群、輝く未来に向け、まち未来推進室として、企画施策の企画立案等を行い検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

窪議員。

○10番

ありがとうございます。まずシステム改修、令和6年の予算計上でいけるというようなことですが、それまでに来年、新年度計上すべきものがあればして

いくということで、速やかに予算計上して前へ進めていただきたいと思います。

また、今まち未来推進室参事のほうから御答弁いただきましたが、本当に今年4月からスタートしたところで、すぐばんと何かが見えるということはなかなかやっぱり時間もかかると思いますが、ホームページ等と情報発信はいろんな無料のツールを使っていただきまして、外部の報道への発信とかをしていただいていることは高く評価をしたいと思っております。また、先ほども言いましたように、五つの無償化と、こういう一つのネーミングをつけたりしてね、やはり他市町村とはここが違うんだということをね、お金のかからないたくさんいい資源も平群町にはたくさんありますので、そういう部分、また工夫をしていただいて子育ての施策っていうのかな、そういうことで若い世代の皆さんにも定住をしていただけるように、これからまち未来推進室を核として取り組んでいただきたいと思います。これはお願いしておきます。

最後に、西脇町長のほうにお尋ねしたいと思います。平群の子どもの幸せを最優先にする社会の構築に向けた西脇町長のお考えをお尋ねさせていただきます。

○議長  
町長。

○町長

それでは、窪議員さんの質問にお答えさせていただきます。

子どもの幸せを最優先する社会の構築に向けた本町の取組についての考えがありますが、平群町では、先ほどありましたように、新生児の出生数も少なく、人口も減少傾向にあります。また、人口減少を食い止めるためには、令和4年4月にまち未来推進室を創設し、現在、人口対策に取り組んでおります。参事から答弁がありましたように、町としては財政健全化に取り組むとともに、子育て世代の移住定住促進や若い世代が暮らしやすい、子育てがしやすいまちを目指して、町の魅力の発信や様々な施策を展開してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長  
窪議員。

○10番

町長、ありがとうございます。国も子育て予算の倍増なども今言われているときであります。子どもの幸せを最優先にするため、町独自の施策を明確にさせていただいて町内外に発信していただくことをお願いしまして、この質問は以上で結構でございます。

○議 長

事業部長。

○事業部長

続いて、窪議員御質問の2項目め、空き地・空き家の樹木や雑草の対応について、空き家に関する部分についてお答えいたします。

1点目の樹木や雑草の管理状況と指導体制についてですが、樹木や雑草の管理については、空き家に限らず、現在お住まいの方も含めて、管理責任は所有者、所有者または管理者になります。また、指導体制ですが、まず雑草や竹木等が繁茂し隣接地に越境しているような管理不全物件について、隣接の方や自治会等、地域住民の方からの連絡や町で実施しています空き家実態調査の結果を基に所有者等の管理者に対して適正に管理するよう、現状写真を添付して行政指導の通知を行っています。また、できる限り適正管理を促せるよう、遠方からでも剪定、除草作業の依頼ができるシルバー人材センターのチラシや、ふるさと納税の返礼品として選択できるシルバー人材センターによる空き家見守り制度のチラシも同封するなどの工夫を凝らしております。加えて、空き家バンク制度の周知も行う中で、空き家の利活用に対しても啓発を行っているところであります。

2点目の歩行者や車両が通行する上で危険が生じる場合、自治会や住民の皆さんからの相談に対する行政の対応と解決策です。基本的に空き家と同じく、所有者等に対応を促しますが、現状として雑草繁茂や倒木など道路通行上著しく支障を来し、なおかつ緊急性が求められる場合においてやむを得ず行政で対応しています。

3点目の土地所有者からの反応がないケースについての対応ですが、指導通知をしているにもかかわらず、残念ながら対応の返信がなく、また適正管理をしていただけない場合には、指導通知の文面の語句を強めるなどして複数回にわたり送付しているところであります。なお、近隣自治体への聞き取りでは、住所地によっては訪問指導も実施している事例もございますので、今後そのような方策についても検討してまいります。

最後4点目です。代執行は行えないかとの御質問です。行政代執行法による代執行は、法律のほか法律の委任に基づく命令、規則及び条例により命ぜられた行為のうち、義務者がこれを履行しない場合に行政が強制執行するものです。空き家対策の推進に関する特別措置法や平群町空き家等の適正管理に関する条例で定める行政代執行は、特定空家等で倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態のものに限り行うもので、雑草や樹木の不適正管理の空き家に対しては、適用するものではありません。

以上でございます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、私のほうから空き地についてお答えいたします。

まず、1点目の樹木や雑草の管理状況と指導体制についてです。平群町あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例に基づいて、年2回、空き地雑草除去業務として、土地所有者に現状写真を添付し、町に依頼する場合の金額を明示した雑草除去の案内、回答はがきを同封し通知を行っています。時期につきましては、盆・正月前に除草作業が完了するよう業者発注を行い、適正管理を行っているところです。町が行うことにより、土地所有者は安心した費用と確実な草刈り管理ができるというところでございます。

2点目の自治会や住民からの相談の対応と解決についてでございます。その都度現場を確認し、土地所有者に現状写真を添付した上、早急に対応していただくよう指導通知を送付しております。土地所有者より相談があった場合は草刈り業者等の紹介を行い、速やかな解消に努めており、また自治会とも連携を図って解決に向けて取り組んでおります。

3点目の土地所有者からの反応のない場合についてでございますが、所有者からの反応がない場合については、住所から電話番号等を照会し分かれば電話で依頼を行うことや、所有者等に共有者が他におられないか調査を行っております。条例に基づく指導通知についても、指導助言から措置命令へと移行した文面として再度送付しております。

四つ目の代執行についての御質問ですが、平群町あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例第7条に、代執行法の規定に基づき代執行をなすものとなっておりますが、現在まで実施したことはございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長

窪議員。

○10番

ありがとうございます。まず、1点目の樹木や雑草の管理状況と指導体制、空き家は都市建設課が担当してくださって、空き地は住民生活課が担当して下さってるということで、2部のほうから御答弁いただきましたが、まずこの状況で空き家に関しましては、管理不全物件に対しては現状写真やらを添付して行政指導、いろんな角度で適正管理できるようにシルバーのこういうところでできますよってというようなチラシとか、いろんな空き家バンク制度の周知

等々、鋭意努力をしていただいているとかはよく分かります。また、空き地に関しても年2回ですね、土地所有者に現状写真を通して適正管理を行えるようチラシ等もしていただいていると。行政としてはしっかりとした指導体制を取ってくださっていることは理解をさせていただいております。また、自治会からの相談対応に関しては、空き家に関しては所有者に対応を促すけれども、緊急性を求められる場合、やむを得ず行政で対応してくださって、これは緊急性を要することはこれは致し方がないことだと思いますので、これからもお願いしたいと思います。また、空き地に関しては現場確認を担当課はよく受けてくださってますが、現状写真を撮って、また早急に指導通知を送付してくださると。ここまでは通常のお取組だと思うんですが、ここからですね、土地所有者からの反応がない、また無反応、併せて悪質な場合ですね、空き家では指導通知しても返信がない場合は複数回にわたり指導通知の文言を強くして、複数回していると。また、他の自治体では訪問指導を実施してる自治体もあり、今後検討したいということです。空き地に関しては、土地所有者に電話をして助言から措置命令へと移行した分の文書を送っていると、このようなことですが、私もこれ、一般質問をさせていただき、また地域の住民、何か所かの自治会の方、役員さんからもこのようにこういう御質問を受けましたので、今回質問させていただいてますが、中部のある自治体ではこういう条例があって、中部の自治体ですけれども、関西方面、また中部方面で、そういう実態の悪質、迷惑の度合いがひどい対象の物件に関しては訪問指導をされていると。また、後ほども出ますけれども、行政代執行も数年前までは年5件ぐらいしていたということもありました。ただ、深く聞かせていただきましたら、雑草の部分だけの行政代執行で、樹木はお願いの範疇だと、このようなこともありました。ただ、後からも関連しますけれども、やはり自治会、または住民さんがそこまでできませんのでね、今、前向きに訪問指導を実施と、検討したいということも土地所有者の連絡が取れない場合ですね、大事だと思いますので、民法上、行政としてもなかなか立ち入れないことも認識しておりますが、地域住民が大変困られておられる場合、民法は民法としてぎりぎりのところまで精いっぱい対応していただきたいと思います。この訪問指導も含めて、再度質問させていただきたいと思います。

そして、行政代執行ですね、空き家に関しては条例がありますが、特定空家で倒壊寸前と、こういう状況のものに限ると、行政代執行が。雑草・樹木の不適正管理に対しては、これは行政代執行が対応できないということで、ただ、空き地に関しては、平群町あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例第7条で行政代執行ができるとありますが、これまで実施したことがない。ただです

ね、条例違反のこういうところに関しては、その解決のために一番早いのは行政代執行だと思いますが、なぜできないのか。再質問をさせていただきたいと思います。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

3点目の御質問であった土地所有者からの反応がない場合の対応でございます。議員御指摘のように、不適正管理な空き家、これは全国的な社会問題となっております。隣地から伸びてきた竹木などの伐採、これは民法等の規定もあって、おっしゃいましたように、行政として立ち入れない部分があるということは御理解願いたいと思います。ただやはりですね、地域住民の皆様が困っておられる、都市建設課のほうにも夏場になりますとですね、窓口のほうに多く来られまして、苦情相談を多く聞いている現状がございます。先ほどの答弁で申し上げましたとおりですね、訪問指導などもう一步踏み込んだ対応について調査研究してまいりたい、そのように思っております。

それと、4点目の代執行の件です。代執行の件ですけれども、これも先ほど申し上げましたとおり、隣地からの竹木の越境に対してですね、行政代執行を行うことはできないとされております。行政として、所有者に対して適切な管理のお願い、これを行っておりますけれども、このお願いには強制力がないということは御理解願いたいと思います。原則として、当事者間で行っていただくこととなります。ただ、議員の質問にもありましたけれども、これまで民法第233条ですね、隣から根っこが伸びてきたら切っていいけれども、枝が勝手に伸びてきたら切っては駄目とかそういうような規定もございましたが、令和5年4月にですね、越境した枝の切除に関するルールが変わるとされています。民法が改正されまして、竹木の切除に関する例外を認める内容が追加されるとなっております。これによってですね、こういった問題がすぐさま解決するんだと、そういうことではございませんけれども、これらの改正内容も十分にお伝えしてですね、行政として引き続き適正な管理に努めたいと思っております。

以上でございます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

まず、空き地の対応担当といたしましては、訪問指導はできないのかというようなお尋ねであったかと思っております。こちらにつきましては、現状も踏まえて、

今のところそういった大きく著しく対応しなければならないというようなものはないんですけれども、それは今後空き地の状況にも応じて対応できるように検討していきたいと思います。

行政代執行ですけれども、訪問指導と同じで、これまで代執行するような事情がなかったというところです。ただ、あれば実施すべきことでありますが、こちらも代執行するまでには速やかにというお考えでお尋ねやったと思うんですけど、法的な手続を一定段階を踏んでいった上での代執行ということになりますので、御承知おきいただきたいと思います。

○議長

窪議員。

○10番

ありがとうございます。本当に悪質で、またなかなか連携が取れなくて、地域の皆さんが民法のはざままで御苦勞されているところに関しては、やはり今まで以上に訪問指導、空き家も空き地も徹底してお願いをしておきたいと思います。また、この民法の改正が令和5年4月からされることも、地域の住民の皆さんも御存じの方もいらっしゃるかも分かりませんが、やはり広報等々でしっかりと適正管理を、お隣の枝木、雑草でお困りになられてる方も中にはいらっしゃるかも分かりませんので、そういうことも適正管理と併せて広報等々でしっかりと民法が改正したことも周知をお願いしたいと思います。

最後に、この空き地・空き家の不適正管理の問題、本当に全国的な社会問題で、特にこの緑豊かな平群の町では、地域住民の悩みの一つでございますので、行政として民法による、本当にはざまで大変御苦勞かと思いますが、適正な管理を強く指導していただくことをお願いしまして、この質問は以上で結構でございます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、窪議員、大きい3項目めの御質問にお答えいたします。

まず、小さく1点目ですけれども、帯状疱疹は50歳以上、特に70歳以上で発生率が上昇し、80歳までに3人に1人が発症すると推定されます。小児期にかかった水ぼうそうウイルスが再活性化することで発症します。他の病気にかかったり、ストレス、過労、栄養や睡眠不足など、免疫力が落ちたときにかかりやすくなるとも言われております。予防に関しては、小児の水痘ワクチンが50歳以上の帯状疱疹予防に追加承認され、2020年に認可された帯状疱疹ワクチンも50歳以上の2回接種が任意接種として実施されています。国

においては、定期接種化を検討しているワクチンの一つとして議論されておるところですが、効果や導入年齢に関しての検討が必要とされており、今後の動向に注視しております。

2点目についてですけれども、町内医療機関での水痘ワクチン、帯状疱疹ワクチンの取扱いはなされており、各医院でも月に数名、二、三名程度の接種実績があるとのこと。帯状疱疹ワクチンは2回接種が必要となり、合計4万円から5万円と高額であるということは把握しております。現在、県内で公費助成している自治体はありません。本町としては、本人負担軽減のため、帯状疱疹ワクチン接種を定期接種としていただくよう国、県に要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

窪議員。

○10番

ありがとうございます。帯状疱疹ワクチンが予防に役立つということで、2020年に50歳以上の2回接種が任意接種として実施されました。また、町としても、もちろん効果があるということは認識されてるということでもあります。今、定期接種に向けて国の審議も議論されていますが、今後の動向を注視したいということでもあります。私も今回の議会でこの定期接種化を求める意見書案を提出させていただいておりますが、本町としても国や県にもこの定期接種化を今まで以上に強く要望をしていただくことをお願いをいたしまして、この質問は以上で結構です。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、4項目めの町防災訓練の実施についての御質問にお答えいたします。

町主催の防災訓練の実施については、近年、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から自粛をしておりましたが、いつ起こり得るということが分からない方が一の災害に備え、来年度からは感染症対策も踏まえながら、各種団体の連携により実践的な防災訓練を実施してまいりたいと考えております。また、訓練回数については、各種団体とも調整しながら、最低1回の防災訓練が実施できるよう努めてまいりたいと考えています。

○議長

窪議員。

○ 1 0 番

ありがとうございます。各種団体と連携して実践的な防災訓練を実施していただけるとい、大変前向きな御答弁いただきましたが、来年度ということがありますが、実施に向けてのスケジュールと現時点でどのような訓練内容をお考えか、今御答弁いただける範囲で結構ですので、お尋ねしたいと思います。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

それでは、再質問にお答えします。訓練のスケジュールと内容についてということでございます。令和5年度の地域自主防災組織連絡協議会の総会のほうは、例年6月頃開催をしております。そこで協議を頂き、承認後となりますので、実施については夏頃までには実施したいと考えております。事前に準備できるものについては、また順次進めてまいりたいと考えてます。あと、訓練の内容につきましては、住民参加型の避難所運営訓練を今のところは想定をしております。参加団体については、自主防災組織をはじめ、協力の得られる関係団体、消防、民生委員、長寿会、防災士会の参加の下、実施してまいりたいなと考えています。

以上でございます。

○ 議 長

窪議員。

○ 1 0 番

大変ありがとうございます。令和5年6月に毎年開催されている自主防の協議会で、夏頃までに実施を目指して住民参加型の避難所、県のようにあそこまでのことはできないことはよく分かっております。まず毎年、定例化をしていただきたいと思います。本当に忘れた頃にこういう災害というのは起こりますので、常日頃からこの訓練をしていないと、頭では分かっているもなかなか体が動きませんので、町内各種団体としっかりとここは連携いただいて、町の職員の皆さんだけでは何も本当にできませんのでね、いろいろなお仕事がありますので、しっかりと連携をしていただいて、これからも定期的な防災訓練の実施をお願いしまして、この質問は以上で結構です。

○ 議 長

教育部長。

○ 教育部長

それでは、窪議員5点目の町総合文化センター2階ラウンジ等の充実をについてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の2階ラウンジコーナーに本格的なコーヒーマーカー等を設置し、矢田テラス等でいつでも気軽に立ち寄れる場所づくりに早急にすべきとお尋ねですが、現在、総合文化センターの2階ラウンジには、自動販売機1台を設置しております。当初、施設オープンに合わせて設置する計画でありましたが、令和2年度のオープン前に新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、設置を見合せ、その後も引き続き新型コロナウイルス感染症の動向に注視をしていた経緯があったため、現在のところ設置には至っていないというところでございます。全国的にも新型コロナウイルス感染症への対策が進んでおり、当施設では、公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインなどの対策指針に沿って、開館、運営を行っておりますので、当初の計画をしていた趣旨、目的、内容に沿って、準備が整い次第、早い時期に設置できるよう進めてまいりたいと考えております。

次に2点目です。1階の内外にも自販機を設置すべきとお尋ねでございますが、設置の候補場所としまして施設西側の出入口付近の屋外の場所に、可能であれば防犯カメラ対応や防災用の自販機等の機能がある、こういったものの飲料用の自動販売機を準備が整い次第、早い時期に設置できるように進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

窪議員。

○10番

大変ありがとうございます。まず、2階ラウンジや矢田テラスの活用で、コーヒーマーカーなど早急に設置をしていただけるということでもあります。コロナでありましたので、いい答弁を頂いてましたが、前へ進めてこられなかったということもよく理解はさせていただきます。でも、本当にここへ来たら少しおいしいコーヒーが飲めて、地域の駅前にそういう喫茶店も少しありますけれども、皆さんが集まれるような場所がありませんのでね、せっかく財政厳しい中、建てていただいたこの総合文化センターで、よりここでほっとしていただけるようなことにしていただきたいと思います。ただですね、入ったところの正面玄関の案内板が左にありますけれども、そこにはラウンジとしか書かれておりません。左側ですね、図書館じゃない方向の壁に貼られておりますが、1階、2階の案内板などは、2階の特に今からラウンジでこういうふうな、今度は置いていただける、また矢田テラスでも、私がこの前行ってきたときには高校生ぐらいの女子が3名ほどで飲食しながら勉強されてたんです。こういう活用方法もあるんだなと思って、いいことだなと思いましたが、そのことを知っ

てはる方がどれだけいてるのかっていうことです。よくマルシェがある中、自販機はどこですかという問合せが多いということも私も聞きますし、総合文化センターの職員の皆さんも聞いておられるということも聞いてますのでね、この案内板を分かりやすい表示にする必要があると思いますが、再度この点、質問させていただきたいと思います。

また、1階の内外にも自販機の設置ですが、施設西側の出入口付近、屋外にと。特に今本当に防犯カメラ対応や防災用の機能がある自販機ということで、すごくいい御提案を反対にさせていただいたと思います。なかなか防犯カメラの設置が平群町は年に何台かしか今できてません。また、ストップしてますかね。ですから、こういうときには町内のお店もいろいろ御関係もあると思いますが、ここはやはり防犯カメラつきの機能のある自販機はぜひとも大至急対応していただけて置いていただきたいと思います。これはお願いしておきます。

○議長

教育部長。

○教育部長

再質問を2点頂いたかなと思うんですけども、まずは1階入り口の東側の表示、これが小さな表示なのかも分かりませんが、ラウンジとしか書いてないということがございます。今回、御提案、御質問いただいてラウンジというんですか、コーヒーマーカー等の設置、これも検討していくんですけども、少し皆さんが集えるような場所になるように、入り口もすぐ分かるような表示ですね、これはちょっと工夫をして自販機を設置するときと同時までには案内板を表示していきたいというふうに考えております。含めまして、2階のラウンジの階段が上がったところにも同じような表示もするような形を工夫して、皆さんに分かっていただけるような工夫を少し検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長

窪議員。

○10番

ありがとうございます。2階も本当に何かポットの絵だけがありましたかね、壁に。ここは自販機があるからここで飲めるんやなと思いますが、矢田テラスにも何も書かれてなかったと思いますので、皆さんに分かりやすく親切な表示をお願いをしておきたいと思います。町総合文化センターがさらに町民の皆様の憩いの場となるようお願いをいたしまして、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議 長

それでは、窪議員の一般質問をこれで終わります。

午前 10 時 55 分まで休憩をします。

(ブー)

休 憩 (午前 10 時 40 分)

再 開 (午前 10 時 55 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 8 番、議席番号 12 番、馬本議員の質問を許可いたします。

○ 12 番

議長の許可を得ましたので、大きく 4 点について通告をしております。行政側におかれましては、明確な御答弁をよろしくお願いを申し上げます。

まず、1 点目につきまして、町道西山麓線、旧の西和広域農道の先線計画をということでございます。この件については、令和元年 6 月議会において町道西山麓線は、基幹産業の農業の生産規模拡大と農産物の流通合理化を図る目的で、昭和 58 年から約 20 年かけて、県道信貴山線から町道鳴川線まで道路整備がされ、平成 16 年 4 月には町道として認定をし、全線供用開始がされました。南は三郷町の県道信貴山線に接続しておりますが、北は町道鳴川線で行き止まりとなり、生駒市への先線計画はありません。西山麓線は、農業の生産規模拡大と農産物の流通合理化、野菊の里斎場、朝夕の通勤車両や昼間の通過交通などに利用され、年々交通量が増加をしております。

将来のまちづくりとして生駒市に接続することが平群町にとって重要な道路計画と考え、町道西山麓線の先線計画については、平成 19 年 3 月議会一般質問を行いました。当時、事業部長は、「当時、生駒市も含めた広域農道の計画もありましたが、生駒市領に農振農用地がなく事業趣旨に合わず、広域農道事業としては適合しなかったため鳴川地区で止まっています。先線事業については、生駒市との調整も必要です。現時点では厳しい財政状況であります。平群町の都市計画マスタープランの中で、西和広域農道については広域幹線道路と位置づけされており、さらに沿道の土地利用計画においても観光交流ゾーンの拠点を設けており、町の循環道路として、また観光産業の発展においても重要な路線であります。生駒市側への先線事業は平群町にとっても大きなメリッ

トがあると認識しており、広域農道の先線計画についてはしばらく時間を頂き、生駒市も含め関係機関とルート、事業手法などを研究してまいります」と、その当時御答弁されました。そこで進捗状況と今後の取組についてお答えくださいとの質問に対して、「先線計画は本町や生駒市、三郷町のみならず、県北西部の道路ネットワークの構築や国道168号線の渋滞緩和、緊急避難の輸送道路などの様々な効果が期待できると考えており、今後はまず事務者レベルで生駒市、三郷町と個別の協議を深め、奈良県と2市4町で構成する郡山土木協議会などを活用してまいります。また、本町の第5次総合計画や都市計画マスタープランに位置づけをしてまいります」。それぞれ御答弁をされました。

そこでお聞きをいたします。

まず1点目、平群町第6次総合計画骨子（案）の将来都市構造図において、主要骨格軸と明示されておられません、なぜですか。

第2、生駒市への先線の進捗状況はどうなっておりますか。

第3、生駒市への先線実現には時間を要すると思われまので、そこで町道鳴川路線の拡幅が急がれております。延長約500メートル、緑ヶ丘配水池から藤城池間のうち、約200メートルを買収済みであります。残り300メートルが未買収であり、道路または道路幅員は広域農道と取付けとなるため、車道が7メートル、歩道3メートルで幅員10メートルが予定をされています。まずは全体の用地買収ができれば、町道鳴川路線拡幅事業計画の90%が完成、完了と言っても私は過言ではありません。ここで残り300メートルの用地買収の見通しについてお聞きをいたします。

大きく2点目、安心、安全な生活道路の確保を。

令和2年3月議会に、安心、安全な生活道路の確保をすべきとして、過去3年間の町道通行中において、不適切管理上での事故件数及び損害額では、事故件数は6件発生し、損害賠償額は166万5,836円が執行されました。町道管理者の町長に質問いたしました。内容としては、1、事故発生時の対応はどうされてますか、速やかに対応しておりますと。2、町道の管理評価並びに今後の対応をどのように考えておられますかに対し、毎年道路を起因とする事故が発生していることを真摯に受け止め、管理評価は決して高いとは言えないのが現状ですと。町財政が非常に厳しい状況であります、今後は費用対効果や優先度が高いものから必要財源を確保し、計画的に実施できるよう努力してまいりますというふうに答えられました。また、道路改修などの積み残しの件数並びに概算で幾らぐらいありますか。そして、今後の対応はどのように考えておられますかに対し、自治会からの過去3年間の要望は73件であり、積み残し件数は15件、概算費用は5,320万円です。今後は緊急度の高

いものから関係自治会と協議し、実施してまいりますとの部長回答、また改めて町長は、評価としては先ほど担当課長が述べたとおりです。安心、安全な町道の確保は、町の責務であると認識をしておりますので、財政が非常に厳しい状況ではありますが、住民生活に支障を来さぬよう道路管理の執行に傾注してまいりますと御答弁をされました。

そこで御質問をします。

1、令和3年4月から今年の11月までに町道通行中において不適切管理での事故件数及び損害額、また自治会長並びに住民からの苦情件数及び人身被害件数は。

2番目、現状の町道管理評価に対する解決策はどのようにされようとしておられますか。

3、各自治会長から道路改修等の要望に対し、現在の積み残し件数と概算総額は幾らになりますか。また、今年度の要望件数と概算総額は幾らになりますか。

続きまして、大きく3点目でございます。デマンドタクシーについてであります。

既存の公共交通機関等では支援できない高齢者を支える地域福祉事業としてデマンドタクシーが運行されています。多くの高齢者が登録をしていただき、利用増につながることを願って毎定例議会に質問をしております。本年9月議会での質疑では、運行開始から本年8月31日までの登録者数累計は1,240人、予約者数累計は5,083人、また今後の利用者増対策として自治連合会の研修会で啓発、介護保険料額決定通知書にデマンド交通のチラシを同封し周知を図るなどの御回答を頂きました。

そこで運行状況と今後の取組についてお聞きをいたします。

まず1点目、11月までの登録者数累計並びに予約者数累計、また登録者数累計の内訳として、前期高齢者数及び後期高齢者数はどうなっておりますか。

2点目、運行開始から初めて利用者にアンケート調査をされた結果、また要望に対する対策は。

3点目、現在の利用対象者は65歳以上で、フレイル状態である方、身体障害者手帳とか療育手帳、精神障害者福祉手帳などをお持ちの方、介護保険制度による要支援、要介護認定者及び事業対象者、また運転免許証自主返納者等、いずれかに該当された65歳以上の住民が利用できる条件となっています。私は条件を撤廃し、平群町内在住の65歳以上約7,100人が利用できるようにすべきと思いますが、いかがお考えですか。

次に4点目、地域住民の生活環境を守れ。

国は空き家等対策推進法が平成26年11月成立後、本町も平成27年10月に平群町空き家等の適正管理に関する条例が施行されました。条例の目的は、空き家等の防犯、防災、衛生、景観など、町民の生活環境を保全、もって魅力あるまちづくりの推進に寄与するとされています。特に、所有者の責務として空き家等の所有者または管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう自らの責任において適正な管理に努めなくてはならないとされています。中でも特定空家の定義では、1、そのまま放置すれば倒壊など、著しく保安上危険な状況、2番、著しく衛生上有害となるおそれがある状況、3番目、景観を損なっている状況、4、その他周辺の生活環境の保全を図るため放置することが不適切である状態などが認められた場合となっております。令和3年6月議会において本町の空き家対策について質問をいたしました。1、特定空家等の戸数及び地域住民の苦情と町の対策についてはということでありました。町全体の実態把握や定期的な情報収集には町は至ってなく、町民からの情報を基に把握しているだけであると。今後は財政上の問題で調査委託することが難しいことから、転勤や相続問題などによって長期不在となっている「その他住宅」などを把握することが大切だと考え、速やかに町内全域を目視調査をしてみますと御答弁されました。2番目、特定空家に指定されれば、例えば固定資産税が高騰、過料の発生、行政代執行の費用請求などがあります。本町では固定資産税対応をどのようにされているかに対し、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例から除外される規定があります。本町での実績はないということでありました。今回、議員からの、適正な課税に向け重要な課題提起と受け止めておると、これを機として空き家対策事業関係課と連携強化を図ってまいりますと、このような御答弁も頂きました。その後、昨年12月議会において、調査状況と今後の対応について質問を行いました。7月より目視調査を開始され、緑ヶ丘、椿台、若葉台、ローズタウン若葉台、初香台、光ヶ丘で約3,000件を実施され、緑ヶ丘全体で適正管理されていない物件は18件を確認され、その結果、適正管理されたのが6件、残り12件がそのままでありました。椿台は全体で適正管理されていない物件19件がありました。確認し指導通知を行った結果、適正管理されたのが14件、残り5件がそのままの状況である。若葉台、ローズタウン若葉台を含む全体で適正管理されていない物件8件を確認、指導通知を行った結果、その後、適正管理をされたのが7件、残り1件がそのままの状況である。初香台、新初香台、五月台含む全体で適正管理されていない物件7件を確認され、指導通知を行った結果、適正管理が2件、残り5件はそのままの状況である。光ヶ丘全体で適正管理されていない物件2件を確認し、指導通知を行った結果、その後、適正管理されたのはゼロ件で、

残り2件がそのままの状況である。今後の調査として、春日丘、日立団地、北信貴ヶ丘をはじめ、竜田川団地、竜田川ネオポリスを順次実施、また山間地域を除いて年度内を目標としていると御回答も頂きました。続いて、今年の6月に議会で、残りの、5自治会の調査報告では、春日丘、日立団地の適正管理されていない物件2件を確認され、指導通知を行ったが改善をされておられません。北信貴ヶ丘では適正管理されていない物件2件を確認し、指導通知を行った結果、全て改善をされました。竜田川団地では適正管理がされていない物件2件を確認し、指導通知を行った結果1件が改善され、残り1件はそのままです。竜田川ネオポリスで適正管理されていない物件4件を確認し、指導通知を行った結果2件は適正管理し、残り2件は改善されておられません。5自治会約890件のうち10件に指導通知をされ、5件が改善、5件が改善されていないとの回答でございました。

そこで今回の質問をさせていただきます。

1番目、緑ヶ丘、若葉台、椿台、ローズタウン若葉台、初香台、光ヶ丘で約3,000件を実施、指導通知54件のうち33件は改善され、残り21件は改善されていない。また、春日丘、日立団地、北信貴ヶ丘、竜田川団地、竜田川ネオポリスの5自治会で約890件のうち10件に指導通知した5件が改善、残り5件は改善されていないと報告がありました。約3,890戸が目視された結果、指導通知をしても改善されなかった空き家26件のその後の対応と推移はどうなっておりますか。

2番目、今年度、各自治会や住民からの苦情件数並びに対応。

3番目、山間地域での調査予定はどうなっておりますか。

4番目、条例、規則、この中で特定空家に至るまでのマニュアルを早急に作成すべきと前回質問をいたしました。町は検討するとの回答でありましたが、マニュアルはできましたか。

以上、大きく4点、よろしく御回答のほどお願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、馬本議員御質問の1項目め、町道西山麓線、旧西和広域農道の先線計画をについてお答えいたします。

1点目の平群町第6次総合計画骨子(案)の将来都市構造図において、主要骨格軸と明示されていない理由についてですが、西山麓線については、県北西部の道路ネットワーク構築や国道168号渋滞緩和、緊急避難の輸送道路等、先線の重要性については認識しております。しかしながら、広域的な道路事業

であるため、県、生駒市、三郷町などの関係機関との調整に時間を要するため、総合計画などの上位計画に位置づけるには事業計画自体の熟度を高める必要があるため今回は明記しておりません。

2点目の生駒市への先線進捗ですが、昨今のコロナ禍ということもあり、関係機関との協議、調整ができず、残念ではございますが進捗はございません。

3点目の鳴川路線拡幅事業の残り300メートルの用地買収の見通しです。現在、関係地権者と用地交渉を進めています。現時点では交渉中であり、見通しについての明言はできませんが、引き続き関係地権者の協力を得られるよう、また早期完成に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

一つ目につきましては、先線のことについて今回は都市計画に明記していないということ、でき得なかったということは、要するに県と生駒市並びに三郷町がまだそこに熟していないということでの御答弁でありましたので、今度は明記できるようにね、ひとつ何とか御努力をまずお願いしたいというふうに思いますので、相手あることでございますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

2点目につきましては、コロナ禍の関係でその協議、調整ができ得なかったということも、もちろん理由もよう分かりましたので、今後も引き続き協議をよろしくお願いを申し上げます。

次に3点目、鳴川路線の関係の用地の関係ですねけど、関係地権者は何件ぐらいおいでになるか、まず御答弁していただけますか。それと5点目につきましては、一応それはそれで何件ぐらいあるねやと、あと、それだけまず答弁いただけますか。それについてまた質問させていただきますので。

○議長

事業部長。

○事業部長

関係地権者の件数について御質問いただいております。用地買収の面積、用地買収全体で7件ございましたけども、残っておるのが個人が5件で、企業が1件ということであります。

○議長

馬本議員。

○12番

こういう事業は先ほど言いましたように、用地買収ができれば鳴川路線の拡幅事業の90%が私は完了したと言っても過言でないということは皆さんも御存じなので認識されると思いますので、より一層の御努力をお願いしたいと思います。そこで町長は重要路線と位置づけられておられますのでね、この線については。来年度の予算はどのように考えておられるんかと。まず用地買収でございまして、そこら辺はどうですか。

○議 長

町長。

○町 長

まず用地買収についてでございますが、次年度に向けて社会資本整備総合交付金を活用して、用地買収などの必要な予算を計上していきたいと思っております。いずれにいたしましても、当該事業は関係地権者の協力がなければ実現できないと考えておりますので、引き続き関係地権者の皆様方に丁寧な説明を行い、事業に対する御理解と御協力を得られるよう取り組んでまいります。

○議 長

馬本議員。

○12番

全くこれ以上は町長は言われへんけど、来年度予算にね、町長、この用地買収のお金ね、計上されること並びに事業費もそういう社会資本整備総合交付金ということ初めて今回、来年度予算にすると。今まで買われたのは町単で買われてるといふふうに認識してます。令和5年度からそういう形でもっていこうということ今おっしゃったといふふうに認識しますので、それでよろしいですか。

○議 長

町長。

○町 長

補助メニューを活用しながらやっていきたいというふうに思っております。

○議 長

馬本議員。

○12番

担当者並びにね、課長並びに部長、用地買収は大変御足労をかけますけど、ひとつもよろしく願いをこの場で申し上げます。そして、町長は来年度予算に予算計上していただくことを大きく期待をしておりますので、よろしく願いします。この件についてはこれで結構でございます。

○議 長

事業部長。

○事業部長

続いて、議員御質問の2項目め、安心、安全な生活道路の確保についてお答えいたします。

1点目の、町道不適切管理による事故件数及び損害額、また自治会長、住民からの苦情件数、人身被害件数についてですが、令和3年4月から今年11月末までの町道不適切管理による事故件数及び損害額は、令和3年度では3件で52万6,053円、4年度は2件で11万9,953円となっております。また、自治会長や住民からの苦情件数及び人身被害件数についてです。苦情件数については様々な苦情がございますので、総数については把握しておりませんが、要望事項として把握しているのは、令和3年度10件、令和4年度10件、人身被害件数はゼロ件です。

2点目の現状の町道管理評価に対する解決策ですが、本来、道路の適切な維持管理や保全は道路管理者の責務として考えます。結果的に管理上の瑕疵による事故が発生していることを真摯に受け止め、今後このような事故が発生しないよう道路管理者として取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の各自治会要望に対しての積み残し件数と概算総額です。過去3年、令和元年から令和3年の積み残し件数は3件で、概算金額は約450万円です。今年度は要望件数10件で、概算金額は約2,090万円です。ただ、このうち10件中6件は実施済みで、未対応が4件で、概算金額は1,900万円となっております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

1点目、2点目についてはどのぐらいあるんやと報告を受けただけでございまして、そこで人身事故がゼロという御答弁いただいてよかったなというふうに安堵しております。

次、3点目についてでございます。3点目についてはね、今年度の予算要望に対して190万円ほど、200万円まで使うただけやというふうな、これはこれで一定で使っていただいたのは結構でございます。根本的な話をしますんで、ひとつ町長、よう聞いといてくださいや。道路行政において、令和4年度の4月現在、生駒郡内の認定路線を比較をいたしました。平群町道総延長は27万6,682メートルに対して、三郷町はその42%が町道、斑鳩町は52%、安堵町は27%の延長であります。それにつけ平群町の1メートル当た

りの維持管理に比べ、各郡内の予算は、三郷町では1メートル、平群町の予算の2.7倍、斑鳩町が1.3倍、安堵町は2.2倍、町長、この近隣のね、状況差をどのように思っておられるのかということを知りたいんですけども、町長の公約ではね、安心安全な道路整備の推進や橋梁河川の予防保全対策に努めますと、この間の町長選の御公約でございます。町長はどのように近隣との状況差、予算上の状況差をどのように思っておられますか。

○議長  
町長。

○町長  
それでは、馬本議員の御質問にお答えさせていただきます。  
本町は、近隣町に比べ行政面積も広く、道路の認定も多くて山間部などの非常に狭隘な道路まで数多く認定をしておるところでございます。道路のインフラにつきましては、住民の皆様が生活を行う上で非常に重要であると認識しております。道路予算の確保について努めてまいりたいと思います。

また、自治会要望につきましても積み残し等があることから、当然その必要性や費用対効果などを検証し、必要な限り自治会の要望にお応えしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長  
馬本議員。

○12番  
町長が今おっしゃったのは、平群町の近隣から比べ行政面積が斑鳩、安堵、三郷よりも大きいですよと。僕はそれはみんな分かってるわけです。僕が言いたかったのは、町道1メートル当たり、平群町の予算から比べて、三郷町は2.7倍、維持管理の予算計上をされてますよと。斑鳩町は1.3倍ですよと。安堵町は2.2倍、これは令和4年度、維持管理費の本町に対する予算計上額ですよ。というのは、町道認定する以上は安心安全な町道でなくてはならない、これは町の責務でございますんでね。今後、事故が1件もないようにするのは基本でございますのでね、町長、より一層、真摯に受け止めるとおっしゃってんけども、この件についてはね、これも令和5年度予算については、予算計上を期待しておりますんで、ひとつよろしくお願いを申し上げます。1メートル当たりの維持管理の金額だけ、その郡内の倍率は確認してくださいね。よろしくお願いをいたします。この件はこれで結構でございます。

○議長  
総務部長。

○総務部長

それでは、馬本議員の3項目めのデマンドタクシーについての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の登録者数累計と予約者数累計について、令和4年11月30日現在、登録者数累計は1,321名で、予約者数累計は7,110名となっており、登録者数累計の内訳としまして、前期高齢者数は178名、13%で、後期高齢者数は1,143名、87%となっております。

次に、2点目の利用者へのアンケート調査の結果、また要望に対する対策についてでございます。

アンケート調査は8月1日から9月30日の2か月間を調査期間として、デマンドタクシーの利用者とかしのき荘に備置きで実施をいたしました。調査結果については、先日お配りしましたアンケート調査集計表のとおりでございますが、回答件数については52名、男性が11名、女性が41名となっており、利用満足度におきましては52名中、満足が23名、ほぼ満足が19名と、合わせまして約81%と高い満足度が得られております。また、要望に対する対策でございますが、御意見、御要望欄に記載していただいた内容としまして、町外の総合病院、近大奈良病院や西和医療センターへの運行要望や利用時間帯の延長などが多く寄せられておりました。これらの要望については、実証運行開始前から多くの住民からの声として把握をしており、要望に対する対策については、地域公共交通会議での理解と合意が必要となりますので、今後、本格運行に向け、関係機関との協議を含め取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の利用対象者の条件を撤廃して、平群町内在住の65歳以上の方全てが利用できるようにすべきについての御質問にお答えいたします。

デマンドタクシーの実証運行につきましては、導入時から対象者の範囲も含め、地域公共交通会議にて議論を頂き、合意を得た上で実施をしております。今後におきましても地域公共交通会議に諮り、最終的には合意を得る必要がありますので、65歳以上の全ての方が利用できるよう関係機関と協議を進めながら取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

1点目についてはいつものとおりでございますので、御報告ということで。

2点目についてはアンケート調査をしていただいて御苦労さんでございまして、まず御礼を申し上げます。そして、利用者の満足度は81%という高い満

足度が得られたということについても、非常に喜んでおります。今度は町外の病院の運行や時間帯の延長など、それについては地域公共交通会議で一定の御理解、合意が必要ということでもあります。この件についてはこれで結構でございます。

3点目については、地域公共交通会議に諮り、最終的には合意を得る必要がありますので、関係機関と協議を進めてまいりますというお話でございましたけど、果たして町長、そうですかな。というのは、先ほど、僕もこれを調べてあんねけど、後期高齢者登録者は全体1,320人のうち87%になってるわけやけど、高齢者全体で7,143人のうち後期高齢者4,153人おいでになるわけ。その中で後期高齢者のデマンドタクシーの登録者は75歳以上の方がたったの1,143人、28%に過ぎません。このような状態をまずな、総務部長としてどのように思っておられますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

高齢者の中には移動手段に不便さを感じない方もおられます。逆に施設等で利用されて、利用したくても利用されない高齢者も中にはおられると認識をしております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

そこで現在、対象者であります7,143人の高齢者全体のうち、デマンドタクシーを利用できる高齢者は何人ぐらいおいでになるとお思いますか、総務部長。7,143人おいでになる中でね、高齢者ですよ、65歳以上の。何人ぐらいの方がデマンドタクシーを利用できるのかなというふうに思っておられますか、どうですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまのデマンドタクシーを利用できる高齢者の数ということで、ざっくりになりますけども、フレイルの方を含めると、全体で約4,500人程度が該当するのかなと考えています。

以上でございます。

○議 長

馬本議員。

○12番

町長ね、これ、最初3番目に言うたように、こういう条件は撤廃すべきというのが僕の個人的な、まず提案でございました。それには大体4,500人から5,000人ぐらいデマンドタクシーを利用できる方がおいでになるなという、私もそのように思います。そこで今回の町長選の公約において、高齢者や障がいがある方も生き生きと暮らせる平群の町にしたいと、町長は公約されました。町長の公約の本意は、こういうことで理解してよろしいんですか。ここで聞いてくださいや、高齢者や障がいのある方も生き生きと暮らせるまちづくりの平群にしたい。何でこれを聞いたかって、町長の公約の中にデマンドタクシーの写真が貼ってありましたんで、その点どうですか、町長。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、馬本議員の質問にお答えさせていただきます。議員御指摘のとおり、今回の公約で高齢者や障がいのある方も生き生きと暮らせるまちづくりを掲げております。

以上です。

○議 長

馬本議員。

○12番

私はそうじゃないと思う、町長。私はね、障がいのある方もというものを削除すべき。私は高齢者が生き生きと暮らせる平群の町にしたい。障がい者は撤廃すべきというふうに思いました、この公約を見て。というのは、約7,100人の高齢者全員に介護保険料を負担していただいております。にもかかわらず、利用対象者に町が条件を設けること自身が公平性に欠けるのではありませんか。私は今回の提案については、地域公共交通会議の議論に該当しないと思います。介護保険制度は相互扶助、共助を基本としております。町長、どうですか。全体の皆さんに65歳以上の7,000人余の方に介護保険料を徴収されておるわけでございます、皆さんが乗る権利を持ってる。運転免許証を持ってはる人も、一遍デマンドタクシーに乗りたいたいというたら登録は何ぼでもできるわけや。というのはね、町長、介護保険料というのは相互扶助の精神やから、僕ももう73でございますので、来年74になりますが、介護保険料を毎年お支払いさせていただいております。介護保険を利用して

る方の一つの財源ちゃいますか。相互扶助の精神じゃありませんか。となればね、地域公共交通会議にこの条件を付すこと自身がおかしいというふうに私は認識しますが、その点はどのように思っておられますか。

○議長

町長。

○町長

それでは、馬本委員の質問にお答えさせていただきます。今回のデマンドタクシーにつきましては、介護保険事業という形で介護保険料を使つての事業であります。介護保険料を負担していただいている方については、公平性の観点から全ての高齢者が利用できるように行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

町長、ここは議会ですさかいね、再度確認します。今、町長はこうおっしゃったな。公平性の観点から全ての高齢者に利用すべきやとおっしゃっていただいたということは、その一つの条件を撤廃し、例えばですよ、令和5年度から65歳以上の方に条件なしに、お電話を頂いたら利用券を送るというふうな政策にさせていただくということで理解してよろしいですか。

○議長

町長。

○町長

今後、見直しの検討も行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長

馬本議員。

○12番

いやいや見直しをしていただくのはそれで結構やねん。見直しするのはそれで結構なんで、執行ですよ。途中で来年1月からしたらどうですかと、僕はそういうことを言うてない。要するに周知期間もいろいろございますので、町長の政策として皆さんは喜ばはると思いますよ。というのはね、お年寄りでね、いろんなこんな条件は私は分からへんねんって言われるお年寄りはようけいてはりますよ。フレイルかなんかそれは何ですかとか、よう考えたらそうでしょう。自分らが保険料を払うてはんねや。その中の一部でこれを運営してるわけや。ということは、皆さんが権利があんねや。というのは、国民健康保険へ入

ってる加入者は、国保によって病院で疾病の予防とかいろんな治療を受ける権利があるのと一緒でしょう。ということで、町長、ある程度は言うていただいたっていうことは私は非常に評価してますよ。これでこそ高齢者にとってはね、生きがいのあるまちづくり、移動手段にとっては最高なる平群町になったんちゃうかなというふうに思いますので。公共交通会議にこの事案については該当しないということも理解をしていただきましたので、早急に来年度から、ひとつ対応のほどをよろしくお願いいたします。この質問についてはこれで結構です。

○議 長

事業部長。

○事業部長

続いて、馬本議員御質問の4項目め、地域住民の生活環境を守れについてお答えします。

1点目の令和3年12月議会と、令和4年6月議会で答弁させていただいた不適正管理空き家26件の対応と推移ですが、指導通知を再度送付しており、直近における再調査、令和4年12月7日現在ですが、その結果、2件は改善されており、残り24件については不適正な管理状態にあります。

2点目の各自治会や住民からの苦情件数並びに対応ですが、今年度では11月末現在で、延べ49件の苦情や相談を頂いており、所有者を確認の上、適正に管理するよう指導通知を送付しております。

3点目の山間地域の調査についての御質問ですが、鳴川、櫛原、福貴畑、久安寺、信貴畑、信貴山、榎原、越木塚、白石畑の9自治会については、既に調査を終えております。自治会別で申し上げます。鳴川では、全体16戸のうち不適正管理物件1戸を確認し、指導通知を出した結果、全て改善されております。櫛原では、全体90戸のうち不適正管理物件1戸を確認し、指導通知の結果、改善されていません。福貴畑では、全体94戸のうち不適正管理物件1戸を確認し、指導通知を出した結果、全て改善されています。久安寺では、全体59戸が全て適正に管理されています。信貴畑では、全体65戸が全て適正に管理されています。信貴山でも全体20戸が全て適正に管理されています。榎原では、全体35戸のうち不適正管理物件1戸を確認し、指導通知を出しましたが、改善されていません。越木塚では、全体68戸のうち不適正管理物件3戸を確認し、指導通知を出した結果、全て改善されています。白石畑では、全体6戸で全て適正に管理されています。また、山間地域の9自治会以外の残り18自治会、上庄、上庄台、梨本、御陵苑、吉新、三里、福貴団地、西宮、菊美台、月見台、フローラル西向、榎原、西向、平等寺、下垣内、福貴、若井、

椿井でも調査を終えており、調査件数が全体3,811戸のうち不適正管理物件が17戸で、指導通知の結果、改善されたのが7戸、残り10戸は改善されていない状況にあります。まとめますと、山間地域の9自治会と、先ほど申しました残り18自治会、合わせて調査件数が全体4,264戸のうち不適正管理物件が24戸で、指導通知の結果、改善されたのが12戸、残り12戸は改善されていない状況にあります。

4点目の特定空家に至るまでのマニュアルを早急に作成すべきについてですが、令和4年12月に平群町管理不全空き家等対応マニュアルを策定したところであり、内容として管理不全状態にある空き家を把握してから、特定空家に至るまでの措置、その事務処理手順をまとめております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

1点目は、26件ありましたよと、不適正管理がね。それが2件改善され、24件、今現在そのままの状況でありますよと。

2点目については、現在まで苦情は今年度になってから今までに49件の苦情もあり、それで相談とかいろいろありましたよということの御報告を頂いた。

3番目については、27自治会全体で4,264戸ですか。そのうち12戸が改善されていないということでもありますので、先ほどの最初の24戸と新たに山間地域並びに9大字を調査していただいた12戸、合わせて36戸が改善されていないということで、認識してよろしいのか。それと、その辺に対する今後の対応はどのようにお考えでございますかということをお聞きします。

それについてお聞きしたいということと、4点目のマニュアル、これについては、窪議員のほうからもいろいろありましたけども、特定空家に至るまでのマニュアルを作りなさいということで質問したわけやけど、この12月にマニュアルを作っていたということ、一定の評価をします。これは評価します。その中で、これがまず36件に該当するわけやね、このマニュアルはね。今後もまたそれについていろいろ対応していただけるものと思うんやけど、最初、先ほど言いました36の不適正の家屋がある、それについての今後の対応はどのようにされようと思っておられますか。

○議長

事業部長。

○事業部長

町内全域の調査の結果、今改善されてないのが36戸ということで申し上げ

ました。これの対応ですけれども、引き続き所有者等の管理者に対して適正な管理をするよう、また現状写真を添付して行政指導の通知をしていきたい。また、できる限り適正管理を促せるように、遠方からでも剪定、除草作業の依頼ができるシルバー人材センターのチラシや、ふるさと納税の返礼品として選択できるシルバー人材センターによる空き家見守り制度のチラシも同封するなどの工夫も行っていきたいと考えております。加えて空き家バンクの制度も周知を行う中で、空き家の利活用に対して啓発も行っていきたいと考えておりますし、先ほども答弁しましたけれども、住所地によっては訪問指導も検討していきたいと、そのように考えております。

○議長

馬本議員。

○12番

今回はね、空き家についての特定空家に至るまでのマニュアルは作りましたよと、あえて僕は質問せえへんかってん。中身はどんなんですかと本当はしたい。けれども、この12月にね、できただけやということをおっしゃるんやから、この執行はどのように執行していかれるのか、36件に対してまずはやっていかなあかんわな。一番目に大事なものはこれからですよ、これを大事にしてくださいや。これからが空き家に対する対応策ですよ。不適正管理されている空き家36件に対して適正に管理をしていただくのが、これからが始まりなんですよ。条例までのマニュアルを作っていたあなたやからな。それはどれだけの効果があるか、どれだけの執行をしていただくか、どれだけの努力をしていただくかということも、私は今後も見ていきたいと思っておりますので、ひとつそれについては始まりますよということだけ認識してくださいね。終わりとちゃうんですよ、マニュアルを作って。

今後は特定空家に至るまでのマニュアルを速やかに実行していただき、空き家等の防犯、防災、衛生、景観など、町民の生活環境を保全し、魅力あるまちづくりに寄与されることを心から切望しております。今後も皆さんの御努力を大きく期待をしておりますので、住民について平群に住んでよかったなど言っていただけのようなまちづくりを執行していただきますようお願いを申し上げます。

私の一般質問はこれをもって終わります。以上であります。ありがとうございました。

○議長

それでは、馬本議員の一般質問をこれで終わります。

午後1時20分まで休憩をします。

(ブー)

休 憩 (午前 11 時 47 分)

再 開 (午後 1 時 20 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 9 番、議席番号 8 番、森田議員の質問を許可いたします。森田議員。

○ 8 番

ただいま議長の許可を頂きましたので、通告どおり、大きく 2 点質問します。よろしくお願いたします。質問に入る前に、町長、このたびの町長選挙は御当選、本当におめでとうございます。これから 4 年間、平群町の発展、そして平群町住民のために 4 年間しっかりかじ取りをお願いします。また、批判票にも耳や目を傾けていただき、説明責任と情報発信に努めていただきたいと思います。まずは、住民の理解と協力を得て、財政再建、財政健全化であります。お金がなければ何もできません。早く県下ワーストワンから抜け出すことではないでしょうか。そのことを申し上げて質問に入ります。

大きな 1 点目は、櫛原のメガソーラー建設についてであります。

このたびの町長選挙の争点の一つに櫛原のメガソーラー建設がなっていたことは残念で、私には不思議に思えてなりません。住民の一部の方は、町がメガソーラー建設を取りやめることができると思ってることであります。町長が変わればメガソーラー建設が中止できると思っっていることです。法治国家の日本で、法律や技術要件を満たしていると、許可権者の奈良県は許可を下ろさなければならぬわけです。そうしないと、許可権者の奈良県は申請者から訴えられることになるわけです。誰が町長になっても工事を中止できないことは、明白だと私は思います。一番私が危惧していることは、今になってメガソーラー建設は駄目だ駄目だ、反対反対と言って工事が中止になったり撤退になれば、はげ山のまま残ることが一番困る、それが住民ではないかと思ひます。1 点目はそのことを申し上げて、質問を具体的にさせていただきます。

1 点目は、変更申請の進捗状況であります。

事業主の協栄ソーラーステーションは、9 月に県に変更許可申請を提出したと聞いておりますが、審査の進捗状況はいかになっているのでしょうか。お答えできる範囲でよろしくお願いたします。

2点目は、許可権者の確認のことですが、私は奈良県と認識しておりますが、間違いはないでしょうか。また、当案件関連で、町の許可が必要なものがあるのでしょうか。もしあるのであれば、それは何でしょうか。

3点目は、当初の許可の問題点についてです。

①当初の許可でどんな問題、間違いといたしますか、ミスがあったのでしょうか。②問題があった設計者は誰でしょうか。通常、事業主は設計や申請をコンサル会社、建設会社に委託するわけで、メガソーラーに反対をしている会や共産党等は事業主の協栄ソーラーステーションは虚偽設計していると、けしからんと機関紙やビラなどで攻撃しているわけでありますが、私には見当違いに映ります。一般的には、事業主は土地開発等の法律や技術的なことが全く分からないわけで、問題は事業主の協栄ソーラーステーションではなく、間違いを全く分からないわけですから、それをミスをしたコンサル会社や建設会社ではないかと私は思います。我々が家を建てる場合でも、同じように専門家に委託するわけですね。

4点目は、熱海土石流被害と同様の被害想定についてであります。

昨年7月3日、熱海市で土石流による甚大な被害が発生しました。熱海の場合は、建設残土による不法盛土だったわけでありますが、ビラや機関紙によつてですね、メガソーラー建設と同一視しているように私は思います。私は法律に基づき許認可を得てきちり工事すれば、甚大な被害が出ないように思うわけです。宅地規制法の旧法で、調整池を設置していない若葉台、椿台、緑ヶ丘などは、きちり工事をしているもので、今まで土砂災害や被害が出てないように私は思います。そこで県許可や町の盛土条例に基づき、実施した案件で被害が確認されているものがありますでしょうか。また、町のハザードマップによりますと、椿台北側は土砂災害警戒区域といたしますか、イエローゾーンに指定されており、土石流区域になっています。どこから土石流の被害を想定しているのでしょうか。

5点目は、はげ山のまま残る可能性についてであります。

事業主が事業を中断したり撤退すると、現状のまま、はげ山のまま残ってしまうことが十分考えられるわけです。その場合、町はどのような対応、対策を考えておられるのでしょうか。

6点目は売電価格についてであります。

売電価格は、再生可能エネルギー固定価格買取制度、FITで、太陽光、風力、地熱、水力などの再生可能エネルギーで発電した電力を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度と聞いておりますが、当事業の場合、幾らで設定されていますでしょうか。

大きな2点目、国保税の滞納であります。

国保税は、国、県からの補助金と加入者の保険税で運営されております。令和3年度の滞納は3,935万円で、10年前の平成24年の滞納は6,786万円からすると2,851万円減少しています。また、不納欠損も令和3年の65万円、平成24年は485万円と10年間で420万円減少しています。この減少は職員の努力によるものと理解しておりますが、税の公平性の観点、住民感情からすると、滞納・不納欠損は理解し難いものがあるのではないのでしょうか。9月議会で、私は税・使用料の滞納全般に質問していましたが、今回は国保税に絞って5点質問します。

1点目は、滞納の主な理由、原因はどのようにして発生しているのでしょうか。

2点目は、不納欠損の処理基準はどのような基準で処理しているのでしょうか。不納欠損しているということは、他の加入者がその分の国保税を負担しているわけですから、加入者が納得する基準になっているのでしょうか。

3点目は、滞納による保険証の交付のことについてであります。一定の条件下に交付しているわけですが、保険証がなければ医療を全額個人負担となり、本当に困ったことになるわけです。命に関わる問題ではないかと思うのです。

4点目は、県下統一後の滞納・不納欠損の取扱いです。方向性が決まっているのですか、まだ決まっていないのですか。

5点目は、滞納の翌年度、滞納繰越しの差異といたしますか、下の表にお示しをしておりますとおり、令和元年度の滞納が4,452万7,000円、令和2年度の滞納繰越しは4,362万9,000円で、不思議なことに89万8,000円の差が出ております。また、令和2年度の滞納は4,144万6,000円、令和3年度の滞納繰越しは4,060万円と、これも84万6,000円の差が出ております。前年度の滞納が現年滞納繰越額と同等にならないのは、どのようなことになっておるのでしょうか。一般会計でも同様な問題が発生しております。水道、上下水道の企業会計では、前年度の滞納と現年度の滞納繰越額は同額になっております。税だけが、このように差が出ているのでしょうか。あわせて、9月の決算委員会において、住宅新築資金貸付金の不納欠損で、県の条件を満たすと4分の3の補助が受けられると答弁がありましたが、その条件とはどんなものなのでしょうか。また、県から町が受け取った補助額の累計は幾らになるのでしょうか。

以上、質問は2点です。町長をはじめ、皆さんには冷静で丁寧な議論、ディベートをお願いします。よろしくお願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、森田議員御質問の櫛原のメガソーラー建設についてお答えいたします。

まず、1点目の林地開発許可変更申請の進捗状況ですが、事業者から奈良県に対し、本年9月1日付で申請書が提出されております。それ以降、奈良県と事業者の間で協議、検討されてきたようですが、奈良県からは平群町に意見照会が来ております。また、来週中には奈良県森林審議会において審査される予定と聞いております。

次に、2点目の許認可権者は誰かとの御質問ですが、許認可権者は奈良県知事となっておりますので、開発申請については奈良県によって審査され、開発事業の可否について判断されることとなります。平群町においては、既に里道・町道の払下げや水路の形状変更などの許可を出しております。また、高圧線の町道占用についても認めているところです。

3点目の当初許可の問題点は何かと、その設計者についての質問ですが、事業地の下水路について、事業地から流出する雨水の流下能力を計算するための現状の水路勾配について測量する地点の間隔を長く取り過ぎており、その区間の平均勾配から流下能力を算出しておりましたが、急勾配であるとの前提において水路の流速が異常に速くなっており、結果として現況の水路の流下能力に問題がないとの計算になっておりましたが、実際には測量地点の間隔の中に勾配が緩い箇所もあり、計算上の流速では流れないことが明らかになったわけです。なお、設計については村本建設株式会社でありました。

次、4点目の平群町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例、これは面積500平米以上、盛土高1メートル以上、切土高2メートル以上ですが、それに基づき実施した案件で被害が確認されているのかとの質問ですが、平成9年4月1日より施行されておりますので、許可事業は相当数に上りますが、近年でいいますと、令和元年度以降に町の条例に基づき盛土事業を許可した案件が9件あり、その中で1件が町道への土砂流出及び隣接の第三者の土地への土砂流出により紛争が生じたものがありました。なお、これまでに奈良県から林地開発許可を受けた大規模事業は3件、名倉興産、森高建設、スズキ建設でございますが、現在まで土砂の流出などの事故は起きておりません。樺台の北側にかかりますイエローゾーンの土石流区域については、樺台3丁目の樺台1号公園の西に隣接している山腹の崩壊を想定しているものであります。

5点目の質問です。林地開発事業が中断、撤退した場合に樹木を伐採された現状のまま残ることに対する町の考え方ですが、仮定のことなので詳細にわた

りお答えすることはできませんが、奈良県と連携して、事業者に対して防災面で必要な指導はすることになると考えております。

6点目の売電価格の設定はどの御質問ですが、以前にもお答えしたと思いますが、当該事業については、固定価格買取制度、FITにおいて、40円パーキロワットアワーと聞いております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○8番

ありがとうございます。私は2年前に議長をさせていただいておりましたので、非常にメガソーラーの建設について町内を二分する賛否両論の議論がありました。私はそれを一番危惧しておりました。町内在住の弁護士に、うまく収まる方法はないんでしょうかと電話で確認しましたところですね、そんなん県許可ですから、町は全然関係ないですよと一喝されました。また、遠縁に弁護士がおりますもので、その者にも相談しましたが、同じような回答でありました。その後、メガソーラーの建設に反対に熱心に取り組んでいる方と2020年11月12日、議長室でいろいろ土地の所有者の権利、許認可権者、区域内の荒廃、区域内の道路廃止、電磁波など多岐にわたって二、三時間お話ししました。そのとき既に許可が下りておりましたので、私のほうからその方に法律で許可を取ってるんだから、安全性、緑地を増やすとかですね、そういう要望事項を求めてはどうかというお話をさせていただきましたが、ただただその方はメガソーラー反対反対、その一点張りでございました。非常に残念な結果になりましたが、そのことを申し上げて順次再質問させていただきます。

1点目の変更申請は、近々、森林審査会にかかるということは一般的に言うてですね、許可の方向性で進んでいるというふうに理解していいんでしょうかね。

2点目の許可権者は奈良県ですね、これは分かりました。町関連でもいろいろ許認可のことについては、もう手続が終わってるというふうに理解していいんでしょうかね、これは。

3点目のですね、当初の許可の問題点、設計者のことですが、先ほど事業部長から説明がありましたように、下流域の雨量の能力の計算で勾配などに違いがあったと。明日の全協で詳しく御説明いただけると思うんですけども、当初の設計と今回の設計で、主な変わったものは何でしょうか。また、仮設の調整池と本設の調整池の設計条件が違うのでしょうか。今回の共産党や反対するピ

ラで偽装だと言われてるんですけども、それを見逃した県は非常に責任が重い、それにも増してですね、この設計をした村本建設が責任を問われるわけであり、私は本当に偽装だとすれば、最近、新聞紙上をにぎわせておりますメーカーのデータ偽装と同一視するぐらい大きな問題ではないかと思えます。村本建設の経営責任が問われるような問題だと私は思います。それと、当初の設計は、村本建設、一級建築士事務所、  
となっておりましたが、今回の全協の資料を見ますと、村本建設、  
さんとなっております。この方はどのような資格で今回の設計に当たられたのでしょうか。先ほど申しました  
さんは、私は大阪の会合で御一緒しておりますので、よく存じ上げております。この方は建築の設計に携わっておりましたので、なぜ今回の当初の土木の設計に関わったのか、私は不思議でなりませんでした。それとですね、これで思い出すのはですね、偽装設計で2005年で耐震偽装というのが、姉齒事件というのが思い出されるわけですけども、事業主から委託を受けた設計者、下請をした構造事務所が罰せられました。ただし、事業主はおとがめがなかったように私は記憶しております。

4点目はですね、熱海の土石流被害と同等の被害想定のことですが、令和元年以降、県許可が3件あったということですね。被害が出てない。そうすると、この3件はですね、今回のメガソーラー建設と同じ条件で設計されてるのでしょうか。それと、町許可の9件のうち1件が町道へのか隣接地への土砂流出があったということですが、もう少し詳しくお聞かせください。樁台の北側のイエローゾーンについては分かりました。これは結構です。

5点目は、はげ山のまま残る可能性です。仮定の範囲であるということ、県と連携して協栄に対して防災面で必要な指導をするということ、実効性は疑問視するということ、私も同じような思いです。中断、撤退すると、一般的に言うて事業にお金をかけないと思うんですよ。そうすると、現状のまま、はげ山のまま、保水能力がないという問題が出てくるわけですね。そうすると、逆に言えばですね、はげ山で残った場合ですね、土砂災害の危険性が高まるわけです。私はこれを一番心配しております。私は仮定の話ですけど、事業者が撤退するとなれば、この土地を基本的に投下資金を回収するために売却すると思うんですよ。そうなれば一番困るのは、この土地が誰に売られるかということになるかと思えますので、その辺は非常に危惧しております。

それと売電価格、40円、これは分かりました。ありがとうございます。

それとですね、この制度を導入するに当たり、我々が使う一般の電気料に再エネ賦課金、これは電気使用量に対し1キロワット3.54円かかっているわけですけども、これは櫛原だけの問題じゃないというふうに思うんですよ、間

違いはないでしょうか。一方、廃棄物費用についてはですね、ガイドラインで1キロ当たり1円62銭ですね、外部に積立てしなさいというガイドラインが出てるように聞いております。この積立てはですね、損金処理するということで、事業者としても非常にありがたい数字となっておりますが、その確認をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議 長

観光産業課参事。

○観光産業課参事

まず、今回の業者から出ました開発の変更申請は、奈良県において許可をすすめる方向で動いてるのかどうかと、こういう御質問だと思います。それは奈良県のことですので、私のほうからお答えすることではありませんので、お答えできないと思います。ただ、平群町にも意見照会が来ておりますし、あるいは森林審議会を開くということで調整中だというふうにお聞きしておりますので、それから類推しますと前に向いて進むのであろうなというふうに思っております。

それから、メガソーラーに関わります町の手続が全て済んでるのかということなんですが、先ほどもお答えしましたとおり、道路への占用許可についてはこれまでもお話をしましたように、全線にわたって占用許可を出しております。ただし、具体的にですね、高压電線を埋設するに当たっては、町道の掘削許可、道路使用とかいう手続が必要になります。これについては、工事にかかる前に町のほうに申請され、また警察のほうにも道路使用という形で申請されることになります。

それと、この開発の許可申請の当初の申請と今回の変更申請で内容的にどういふところが変わったかということなんですが、これも御存じのとおり調整池の数っていうのが3か所から4か所が変わっております。問題になりました下流域の水路の流下能力の計算なんですが、答弁にもありましたように、水路の現況を測量するに当たって幾つかのポイントを押さえて、そのポイントの水路の勾配だとか断面だとかを測っておりましたが、当初のほうではポイントの取り方が非常に粗く、ポイント間の延長が長く取られておりました。先ほど答弁させてもらったような問題が発生したということですが、今回は当初に測ってましたポイントのですね、前後数メートルにわたって再度測量をして、その中心になるポイントの前後、何メートルかのポイントで一番断面の小さいところ、一番水路勾配の緩やかなところなどを選定して、流下能力を計算してるということです。かなり細かくポイントを取って測量したということが当初との違いです。

それと、今工事をしていきます仮設の防災調整池と本体工事の調整池の違いということですが、この基準はですね、現在やられてます仮設の調整池については、奈良県が出してます林地開発の手引に基づきまして、30年確率降雨に耐え得る容量の調整池を造っています。次に、本体工事の調整池、これは永久に残るものなんです、これについては大和川の治水対策の基準に基づきまして、50年確率降雨に耐え得る容量の調整池を造るということです。

それと、村本建設の設計者の資格ということについては存じ上げておりませんので、お答えはできません。恐らくそこの設計部門の何らかのポジションの方だったんだろうなというふうに思っております。ですから、その方本人が、例えば土木系の資格を持たれてるのか、建築系の資格を持たれてるのか、それはちょっと分かりませんが、恐らく設計部局の中におられる方ですから、その人の資格だけじゃなくて、当然設計には何人かの人が携わってますので、そこら辺で専門的な資格を持たれてる方もおられたんじゃないかなというふうに推測します。

それと、奈良県による林地開発許可を既に受けて事業化されている3件の開発事業ですが、当然、林地開発の許可を奈良県から取られてますので、基本的には同じ基準で認められたものかなというふうに思います。

それと、町の盛土の条例に基づいて施行されたところで1件、土砂の流出があったということでお答えしてますが、これについてはですね、その事業地に降った雨の流出先ということで、隣接の山林だとかに流出させると。下流域の水路に接続するというようなことだったんですが、下流域の水路の接続ができない部分、やってない部分があったりしまして、一部山腹が雨で崩れたときに隣接の農地にも土砂が流出したというようなことです。原因というのは難しいんですが、降雨によって土砂が流出したということです。

それと、この開発が仮に中止になって伐採されたままであると危険だという御指摘ですが、もちろんそれについてはそのとおりだと思います。自然林に戻るまでの間、土砂の流出の危険というのは当然あると思います。

また、奈良県と町においてそういった際にですね、事業者には防災上の指導をするけども、それがきちっと担保されるのかということですが、それについても仮定の話なので、今お答えすることはできないかなと思います。

それと、再エネ負担金に関しては、これも国の制度上のものですので、何か個々の開発に向けて賦課されるという目的のものではありませんので、再エネ事業全体に関してのことだというふうに思っております。

以上、お答えさせてもらったと思いますが、もし漏れ落ちがありましたら御指摘ください。

以上です。

○議 長

森田議員。

○ 8 番

ありがとうございます。非常に町内でいろいろ意見が私のほうにも寄せられております。非常に困ったことじゃないかなと思うんですね。こういう事業でするので、多くの方の賛同を頂いてやっていただくのが本筋じゃないかというふうに思うんですけども、それでちょっとお尋ねしたいと思います。先ほどの村本建設の設計者についてですね、明日は全協があるというふうに聞いておりますので、そのときまでに分かればお教えいただきたいなというふうに思います。

それとですね、はげ山で残る、はげ山という表現はよくないと思うんですけども、これは一番私が危惧してるんですよ。このまま残れば、本当に住民も町も困ると思うんですよ。あつてはならないことですけど、世の中そんなことがよく起こるわけですから、ぜひともですね、これは国と県と協議してですね、やっていただきたいなというふうに思います。

今回の設計ですね、本当に今回は村本建設が実際設計されてるんだと思うんですよ。これが本当に間違った設計であればですね、村本建設は社会的な責めを受けると思うんですよ。こんな事業者の問題じゃないと思うんです。設計者の問題だというふうに思うんです。こんなことをやっておれば、社会的な制裁を私は受けるものというふうに思っております。当然、県も二度と同じような失敗をしないように、きっちりチェックしていただいていると思うんですけども、詳細については明日、御説明いただけるということで思っておりますので、それを期待したいというふうに思います。

先ほどですね、私もいろいろうまく収まる方法がないのかなというふうにね、町内が二分することは私はよくないと思ってるんですよ、こういう事業ですし。ただし、世の中がやはり原発より再エネがいいとかいうのは、通例の一般的なことだというふうに思うんです。きっちりこの事業をですね、町として収めていただきたいなというふうに思うんです。

もう一つはですね、先ほど盛土条例でちょっといろいろ被害が出たという、もう少し詳しく、どこの案件で、もう少し具体的に答弁していただけないでしょうか。それをまずお願いしておきます。

それとですね、売電価格、再エネ賦課金とかですね、そういう外部の積立てについてはそのとおりだというふうに思いますので、今の件だけもう一度ちょっとお話しただけませんか。

○議 長

観光産業課参事。

○観光産業課参事

まず、設計者の資格っていう話なんですが、この件に関しての様々な情報開示請求があった際もですね、設計会社名は開示してますが、森田議員はお名前まで言っていたんですが、基本的には個人名については隠して開示しております。また、個々の設計者の個人の資格について、やはり個人情報ということもございますので、それについてはお答えしづらいということでございます。

それと、盛土条例で土砂の流出があったという件ですが、これについてはですね、前回の議会の中で他の議員から御質問を受けて、様々御指摘を頂いた件でございますので、お分かりになると思いますので、本件に直接関係ない話でもございますので、前回の議会での御質問と答弁についてまた御覧いただきたいと思います。場所については、久安寺の盛土の現場でのことでございます。

以上です。

○議長

森田議員。

○8番

いろいろ個人情報とかいろいろお話しされてるんですけども、それは私は当たるのかなというふうに思うんですけども、設計者の資格なんかは個人情報に当たるのかなというふうに疑問を感じます。

いろいろこのメガソーラーは非常に町内が割れております。本当に割れております。町長選挙でも、それが争点になってるとするのは、私は非常に残念なことだというふうに思います。そんなことを言うても仕方ないわけですけども、このメガソーラー建設はですね、これは県の許可案件です。県の判断によるわけですね。住民の認識不足、誤解によるものも多少はあるかも分かりませんが、町長が言われているとおり、住民の生命財産を守るのは町の責任であります。それと、その不安を解消していただくのは、やはり町長の責任だというふうに思います。情報発信と町長の説明責任をきっちり果たしていただくことをお願いしまして、この質問は結構です。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

森田議員、大きく2点目の国保税の滞納について順次私のほうからお答えさせていただきます。

まず1点目、滞納の主な理由についてです。

滞納の理由としましては、生活が厳しい、単なる納め忘れ、一時的に所得が増えたことにより増税となったというような状況が考えられます。単なる納め忘れの場合は、督促状等で納め忘れに気づき納付いただいていると思われませんが、その他の場合として相談に来られたときは生活状況を聞き取り、その聞き取り内容によっては支払い回数を増やし納付していただいております。

次に、2点目の不納欠損の基準でございます。

滞納者について調査を行い、居所不明の場合や生活保護対象である、また滞納処分する財産もない場合、執行停止処分を行います。その後3年資力が回復せず、その状態が継続されている場合、やむを得ず不納欠損処分を行っております。

続いて3点目、滞納による保険証の交付についてお答えをいたします。

滞納者への保険証の交付についてですが、8月に行われる保険証の一斉更新時において国民健康保険税に滞納が2期分以上ある場合、保険証を郵送せず、窓口で納付相談を行い発行することとしております。納付相談に応じることのない悪質な納税者は、結果的に保険証を受け取っていただけないこととなります。納付相談等により分割納付を行っている者に対しては、期限を設けた保険証、短期証の交付を行っております。通常保険証の有効期限は1年ですが、短期証は2年度分以下の滞納がある世帯については3か月、3年度分以上の滞納がある世帯については1か月証の交付を行っております。ただ、高校生以下の子どもについては、滞納世帯であっても6か月証を交付しております。

続いて、4点目の県下統一後の滞納の取扱いについてですが、平成30年度より国民健康保険税の運営が県単位化され、令和6年度より国民健康保険税の税率が統一されます。県が国保財政を担うわけですが、業務については今までと変わりなく、課税通知の発行や収納業務等は市町村が担うということとなります。

続きまして、5点目の滞納の翌年度繰越しの差異についてですけれども、出納閉鎖により滞納額が確定し、翌年度へ繰り越します。当然、出納閉鎖翌日には、そのまま翌年度へ繰り越します。しかし、社会保険への加入などによる被保険者の異動や確定申告などによる所得の変更に伴う課税額の減少により滞納額が減額となる場合があります。このことから年度当初と年度末を比較した場合、滞納の調定額が減少することになり、今回比較されている決算時点の比較において差異が生じることとなります。

以上、私のほうからこちらの答弁といたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、私のほうからは5点目中の住宅新築資金等貸付金の不納欠損についての御質問にお答えいたします。

まず、県補助金の適用条件についてでございます。一つ目は、資金利用により入手した物件がないこと。二つ目に、債権者の返済能力が低く、ほかに財産がないこと、もしくは債務者が死亡しており、返済できる相続人が存在しないこと。三つ目に、保証人についても返済能力がないこと。これらの適用条件を基本に個々の状況に応じて県と協議することとなっております。

次に、これまでに受けた県補助金の累計金額については3, 234万7, 000円となっております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○8番

ありがとうございます。9月議会でですね、私が税と使用料の滞納について問題提起したわけですが、早速ですね、定期的に会議を開いて対策を検討していただいているというふうにお聞きしました。本当にありがとうございます。そのことを申し上げて、再質問させていただきます。

税の徴収、滞納の督促は誰がやってるんですか、具体的に。どこの部署がこれを担当してやってるんでしょうか。

それとまたですね、滞納者の保険証が、もう少し具体的にどのような方法で行われてるんでしょう。保険証がなければ本当に困ることになりますので。

それとですね、もう一つ、住民税と国保税の滞納の名寄せはできてるんでしょうかね。同じ方かどうかということも含めて。

それとですね、先ほど言いましたように、県下統一のことはこれからきっちり決めてやっていただけるということですので、それは期待しておきましょう。ただ、本当にこれがですね、町負担になれば、町が面倒を見るということであれば、逆に赤字になることも考えられますので、そんなことも慎重に検討していただきたい、これはお願いしておきます。

それとですね、滞納の翌年度の繰越し、一般的に言ってですね、これは私は考えられない。一般会計でも同じような問題が出ております。数字がですね、決算の数字と翌年度の数字が違う、これは絶対おかしいと思うんですよね。これについては、すぐ答弁できないと思いますので、一度ですね、税理士や自治体会計に詳しい方に1回問い合わせさせていただきたい。この数字が変わるとい

のは、おかしいと思うんです。

それとですね、住宅新築資金の不納欠損の県補助金は分かりました。3, 234万円、県から補助を受けてる。その割にですね、滞納がまだまだ多いというのも非常に困ったことだと思いますので、これは別の機会にさせていただきますが、先ほど申し上げた件、御答弁いただけませんか。

○議長

総務部長。

○総務部長

滞納と督促はどこがしてるかという御質問でございます。ちょっと内部的な調整のほうをしまして、令和3年4月から国民健康保険税と税務課のものについては税務課で一括して督促等の発送は行っております。あと、住民税と国保税の滞納者の名寄せはできてるのかということでございます。ちょっとこの辺のほうは個人情報に関係でなかなか弁護士とも相談させていただいてるんですけど、一概に名寄せすることはできないということではありますので、また今度対応策のほうを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

保険証がないと困るのではないかという質問でございます。先ほども説明させてもらったとおりなんですけれども、それに補足するとしましたらですね、督促状等を未納となった場合は送付するようになります。督促状等の送付によって窓口へお越しになることもあります。その際に相談させていただいて対応しております。また、あるいは10割負担を一旦していただいて、その後、窓口に来ていただくこととなりますけれども、医療費については自己負担を除いた分を給付させていただくこととなります。

○議長

森田議員。

○8番

今の課長の御答弁ですけれども、保険証が発行されずに困った方は出てないんでしょうね、それが1点。

もう1点は、名寄せができないという部長のお話でしたけれども、本当にできないんでしょうか、税ですから。税ですから私はできると思うんです。使用料はいろいろ名寄せに問題があるかと思うんですよね。その辺もう一度答弁いただけませんかでしょうか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

すみません、回答誤りでした。税同士のことは名寄せは可能です。税と私債権を合わすことはできないということでございます。

以上でございます。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

保険証がないからということで困ったということは聞いておりません。実際にお医者さんに行きたいというときは、相談に来ていただいていると思っております。

以上です。

○議 長

森田議員。

○ 8 番

国保税も住民税も同じように税でありますね。先ほどお話がありましたように、きっちり保険証の発行は遺漏なくやっていたらと、問題ないようにやっていたらということでありがたく感謝したいんですけど、逆な面では、やはり滞納を防ぐということも大事なことです。国保税ですので、税ですので、国がちゃんと取決めをしておると思うんですよね。取決めがなければ困るわけですけども、もう少し業務を職員が執行できるようなマニュアルがあってもいいんじゃないかと私は思います。また、滞納繰越しについては、一般的に考えてもおかしいと思いますので、先ほど申し上げましたように、専門家とよく相談いただいて、決算書の表現を変えとかいうことも一案だというふうに思います。

そのことを申し上げて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

それでは、森田議員の一般質問をこれで終わります。

午後 2 時 25 分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 2 時 12 分)

再 開 (午後 2 時 25 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号10番、議席番号4番、井戸議員の質問を許可いたします。井戸議員。

○4 番

議席番号4番、井戸太郎でございます。今年最後の一般質問になりました。それも10番目ということで、一番最後になりました。一番クリスマスに近い一般質問でございます。ぜひともクリスマスプレゼントを頂きますよう、いい答弁をよろしくお願いいたします。では、議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして大きく2点、一般質問をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

一つ目、自治会への補助金アップを。

平群町としては、協働のまちづくりを提案し続けています。協働として一番近い組織としては、自治会が上げられると思っております。今この自治会への住民の方々の加入について問題となっております。平群町へ引っ越しされる方は、大阪府をはじめ、自治会が存在しない地域からの転入が多くあるわけですが、その際、自治会加入の勧誘をし、自治会加入のメリットを説明します。しかしながら、メリットは十分にありながらもデメリットも多いのです。デメリットの主なものは、公園等の管理費の費用の負担、防犯灯の電気代の負担、役員の仕事、広報の配布などです。自治会館を使用しない方にとっては、自治会館の管理費も負担です。自治会に加入しなければ、これらは必要ありません。一方で、町の補助金を見てみますと、基本は自治会補助金、自治会育成交付金、防犯灯補助金の三つだけです。これでは実質単年度では赤字になります。公園の管理というならば、ボランティアがいるとの町の思い込みと、実際はいない地域もあるという現実との乖離があるのではないかと。自治会の存続に関わる問題であるので、真剣に対策を講じ、まずは出費に見合った補助金を出すべきだと思うが、いかがでしょうか。私はこのデメリットの中の三つのデメリットで、今までの議会の中で広報の配布は平群町がすべきではないかと、あと窓口も含めてですけども、草刈りの件については要望してまいりました。しかし、今のところ、実現には至っておりません。ちなみに300世帯の自治会を参考にいたしますと、町の補助金は自治会運営補助金約10万円、育成交付金約6万円、街灯補助金8万円、計24万円、これが収入になります。しかしながら、対して自治会の支出は公園の草刈り約20万円、公園水道代3万円、広報配布委託料約2

0万円、街灯電気代約16万円、支出計約59万円です。自治会に入るか入らないかだけで24万円と59万円の差、35万円分を自治会に入っているということで支払うこととなります。逆に言うと、自治会に入らなければ支払わなくてもいいという税金のようなものになっております。ぜひとも補助金のほうをよろしくお願いします。

大きく二つ目、デマンドタクシー、地味。

黒いセダン型の車に、小さなデマンドの文字のシール。今のデマンドタクシーは、少し離れるとただのタクシーにしか見えません。平群町中を走行するのだから、平群町の宣伝広告に使うべきです。積極的に工夫をし、広告すべきだと思うがいかがでしょうか。

大きく2点でございます。ぜひともよろしくお願い申し上げます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、井戸議員の1項目めの自治会への補助金アップについての御質問にお答えいたします。

自治会への加入の問題につきましては全国的な課題となっており、本町の自治会加入率におきましても、少しずつではありますが、減少傾向となっております。このような状況を踏まえ、平群町自治連合会より自治会活動及び加入方法等について、昨年に引き続きまして12月広報に掲載をしております。現在、平群町では主なものとして、自治会の運営全般に対する助成、総代・自治会長の行政執行・活動に対する助成、共用施設設置補助金、安全なまちづくり補助金、集会所の設置補助金など、分野ごとに補助制度を実施しております。また、令和2年度におきましては、コロナ臨時交付金を活用した頑張る自治会応援補助事業を実施するなど、自治会活動の支援をしております。

議員御質問の出費に見合った補助金については、確かに自治会活動においては様々な課題や住民のニーズも複雑化していることは認識しておりますが、限られた財源状況も踏まえ、現在のところ難しい状況ではありますが、今後、近隣自治体等の状況も参考にしながら、補助金の在り方について調査研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長

井戸議員。

○4番

町財政が厳しいというのは分かるんですけども、自治会に入れば、この分

の差額を払うっていうことで、不公平っていうことを感じておられるのでしょうか。その辺、お願いします。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

自治会活動におきましては、行政の行き届かない部分をですね、自治会の皆様方がその部分を補完していただいていることにはすごく感謝しております。そして現在、今回の補助金との自治会支出の差ということでございますけれども、確かに自治会へ加入すればその自治会費等が御負担になるっていうのは私たちも認識するところでございます。そちらのほうにつきましては、自治会の方々が総会とか皆様方で話し合ってお決めになってる部分もあるのかなというふうに思いますけれども、ただ金銭的な部分だけでなく、やはり地域とのコミュニケーションというのは、今すごく重要になってきてると。そういった中で自治会に入られて、そしてまた災害とかあったときに、自助・公助・共助の中での活動というのも重要になってきますんで、金銭的な差額ということについては、自治会に入ればそういった部分もあるかなと思いますけれども、そういった部分だけではないのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議 長

井戸議員。

○4 番

ちょっとね、私が言ってる質問と趣旨が違ってるんですけど、自治会自身が悪いわけでもなく、自治会のメリットは十分私も把握してますけれども、自治会に入る入らないでの金銭面での問題ですね。簡単に言えば、私の下にもよく来るんです。そういうLINEであったり、電話であったりが来るんですけど、もう自治会をやめてやるっていうようなね、なぜ僕に来るかは分からないんですけども、自治会なんかやめてやるっていうような住民さんの声は来るんです。僕はどちらかという、自治会へ入ってるとこういうメリットがあるからなんですよっていうのを説明するんですけど、何で街灯代とか払わなあかんの、何で公園のあれとか払わなあかんのって。公園の草刈り代を払わなあかんの、そんなん知ったこっちゃないみたいなんを言われると、こちらも答えようがないんですね、実際そうですから。ですから、今ちょっと調査研究ということで、今から調査研究というのはちょっと悲しいなと思うんですけども、3月議会の予算も近づいてますし、ぜひともですね、そこは前向きに考えていただきました

いなど。もしくは、今までの私の提案を何か引き受けていただければ、実質の自治会の負担は下がりますし、その辺もう一度答弁をよろしく願います。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまの質問にお答えします。

うちのほうも西和7町の自治会の補助金を大体見させていただきました。ほんで運営費等の総額で見ますと、補助金の支出については大体7町でもあんまり変わりがないかなと思います。ただ、根拠等のどういう名目で支出してるのかというのは分かりませんので、それについては平群町に合ったような支出の根拠をもう一度確認もしながら考えていきたいなというところでございます。

以上でございます。

○議長

井戸議員。

○4番

根本的なところには財政が厳しいというところがあるんで、本当にそこは分かるんですけどね。実際、大阪から来た方からすれば何で広報は自治会が配ってんのって。何で防犯灯のお金を払ってるのってなるのが本当に事実なんです。近隣でも平群と同じようなところもあるので、一概には悪いとは言い切れないんですけども、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。これは答弁は結構です。この質問に関してはもうこれで結構です。次をお願いします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、2項目めのデマンドタクシーによる宣伝広告についての御質問にお答えいたします。

デマンドタクシーの宣伝広告については、以前ほかの議員からも収入源確保のために、有料広告などを検討してみてもとの御提案も頂いているところでございます。議員御質問の町の宣伝広告については、平群町のデマンドタクシーの周知や宣伝効果にもつながる御提案と考えますので、先例地の事例なども参考に検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長

井戸議員。

○ 4 番

前向きな答弁ありがとうございます。まず、ちょっとお聞きしたいんですけども、セダン型っていうのはちょっと広告しにくい部分があるんですけども、ワゴン型に変えてもらうっていうわけにいかないんですかね。その辺は何か契約であるんですか。例えば、ほかを見てますと大抵広告宣伝で目立つのはワゴン型で、都心部はほとんどワゴン型のタクシーに変わってますけれども、この近辺はどうなってるのかっていうのも含めて、ちょっとお聞かせください。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

ただいまの御質問にお答えします。

ワゴン型の車両ということで、人数の都合もあるかも分かりませんが、その辺は場合によっては協議ができるということになってますので、また都合によればそういうことも話していきたいと思えます。

○ 議 長

井戸議員。

○ 4 番

ぜひともよろしく願いいたします。ワゴン型で、そうですね、例えばですけど、子育て支援の町って書くだけでも全然違いますし、もっと明るいラッピングをするだけでもデマンドタクシーが走ってる、平群はそういう先進地なんだっていうアピールにつながります。やっぱりそういう小さなところからでもこつこつアピールしていくことが大事かなと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

私の一般質問はこれで終わります。

○ 議 長

それでは、井戸議員の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 2 時 4 0 分)